
◎開議の宣告

○議長(福島尚人君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

(午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長(福島尚人君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、14番、池田君、15番、木内君を指名いたします。

◎一般質問

○議長(福島尚人君) 日程第2、一般質問を継続いたします。

6番、下川君。

○6番(下川孝志君) 通告に従いまして4点について質問をいたしたいと思っております。

前回の一般質問の後において、多くの町民の方々からの声が寄せられました。今回は特にその点について質問をいたします。

まず1点目は二十間道路桜並木を守るかということについてですけれども、桜の木に害虫が発生し駆除に苦労しているということや、また、台風の被害によって木が裂けたり折れたりするという報道もなされておりました。私も二十間桜並木のその状況を見に行ってきましたけれども、本質的なものは病虫害が一部やられたからとか、台風による被害があったからということではなくて、二十間道路の大部分が100年を超える大山桜であり、桜の木にも寿命がある。その桜をどう守っていくか、また、古い木に対して、寿命が来たものに対してどう更新していくかということを計画的に行うことが不足しているという視点に立って質問をいたします。非常に春の花見の時期には、日本一の桜並木として多くの観光客や、または地元の人にも親しまれている桜並木だと思います。しかし、その桜並木が害虫に侵されて木が死んでいく、また、老木が多いので、かなりの枝が下がっている分については木で補助しながら裂けないように工夫もしておりますけれども、それでは今被害を抑えることができるかというところを思いませんし、これにはきちっとした長期的な対策が必要だと思いますので、その点について聞くわけですが、1点目は害虫が発生したり、裂けた木や倒れた木がありますけれども、単年度の対策として、どのようなことを考え、また、処置をしてきたのかをお聞きしたいと思います。

また、被害に対しての対策だけでなく、この桜並木を今後長く維持していく視点に立ったとき、10年後、20年後という長期的なスパンでもっての対策を考えているかどうかをお聞きいたします。

3点目は、あれだけの長いまたは3,000本を超える桜並木を維持するということにはかなりのお金がかかります。しかし、単に****税金だけでそれを維持するということは非常に難しいとも思いますし、私はあの桜の木を守るために企業版ふるさと納税だとか、または桜の会だとか

から桜の木を守るために寄附もいただいております。その寄附を有効に使うとともに、長いスパンで考えていくなれば、もっともっと例えば企業版ふるさと納税だとか、指定寄附、またはクラウドファンディングのような形で桜並木を守るということにおいて、全国から寄附を募るという方法もあろうかと思えますけれども、そのような財源措置等において、どのようなお考えを持っているかをお聞きいたしたいと思えます。

最後に桜の会から毎年多額の寄附をいただきながら、桜の木をぜひ守っていただきたいということで寄附をいただいておりますし、また、桜と梅の公園計画という形の中で寄附をいただき、または、その計画を推進してほしいということも求められていますけれども、私が聞いた範囲では土壌の関係とか場所のこと等であまり進んでいないように感じますけれども、この桜と梅の公園計画については、どのような進捗状況にあり、どのような考えを持っているのかをお聞きいたしたいと思えます。

次に2点目の農業後継者対策について質問をいたします。この問題についても私は一般質問でも何回か取り上げていますが、今回また農業者の方々から我が町の農業政策とか新規就農対策というものが一部の産業に偏っている。例えば新規就農対策にしてもミニトマト等のハウス栽培が中心に行われていますけれども、農業という視点で考えた時には、やはり後継者不足は酪農においても、畜産においても、軽種馬においても同様であります。その視点に立ったならば、これらについても後継者対策が私は必要でないかという視点から質問をいたします。日高管内においても、そのために新規就農対策というのは各町が行っております。日高管内の新規就農者数は27年で21人、28年で31人でありました。我が町の状況はというと、1桁台に毎年終わっていることと思えますし、そのほとんどがミニトマト等のハウス栽培だと私は認識しています。この視点に立った時に、もっともっと他の産業にも後継者対策が必要だという声が上がっています。酪農家からは、これ以上減少してしまうとヘルパー制度の維持、または配送乳の単価がどうしても上がってしまうということ等が挙げられていますし、乳件等の組織自体も3町で維持することが難しくなるという声も挙がっております。また、せっかく和牛等が複合経営の中で新ひだか町においても増えてきてはいますが、それについても8割の農家に後継者がいないということは、今ほとんどの農家の平均年齢が60、70代を超えようとしています。10年先、20年先を考えた時に、このような状況の中では我が町の農業の一次産業自体が維持できないということになってしまいます。その視点で考えた時に、例えば新冠町では非常に手厚い施策がとられていますので、紹介しながら新ひだか町との比較をしていきたいと思えますので、そこの答弁を求めるところでありますけれども、新冠町におきましては、新規就農希望者を農業支援員地域おこし協力隊として採用し、3年間の研修期間中、本人に月16万7,000円、配偶者に1万3,000円、扶養者に月6,500円、車両借上家賃補助で毎月各3万円、それから月5,000円の通信補助も実施しています。さらに、農業大学校等への研修の際、または大型免許の取得にも全額助成をしています。また、研修終了後の新規就農時には土地を買ったり、農業施設を作ったり、農機具の購入、住宅等の整備等がかかることから最大500万円の補助をしています。加えて、農業支援員を卒業した時には、祝い金として100万円を贈呈していると聞いています。新ひだか町と比較しても私は有利な施策だと思います。新冠町と新ひだか町を比較した時に農業基盤もほとんど同じですし、軽種馬を中心としながら。酪農、一部水稲があり、ハウス栽培としては、我が町はミニトマトですが、新冠町はピーマンという非常に似たような構造になっています。そのような中で新冠町

の支援策がこのように非常に充実しているとするならば、若い農業後継者になろうとする人たちが隣町に流れてしまうのではないかという危惧を私は考えます。その視点に立った時に10年、20年後先の新ひだか町の農業が心配になるのですが、どのようなビジョンを持っているのかをお聞きいたします。

次は温水プールの高齢者の利用についてですが、これも高齢者の方が温水プールに通っている人の声でした。私は温水プールに通っているんだけど、温泉のように何とか無料回数券等の措置をできないかという声があり、私は担当課に出向いて、そのお話をした経緯がございましたが、今年度の施策の中にも反映されませんでしたし、その後何のお話も報告されていません。そんな折、今年もまた高齢者の方から何とか実現してくれないかという声が挙がっておりますので、再度質問ををいたしたいと思います。多分、担当課のほうも理解してるとは思いますが、単に温水プールというのは泳ぐだけでなく、高齢者の介護予防、またはスポーツ振興の意味からもプールを歩くだけでも健康に非常に効果があるということが言われています。その点からすると、高齢者になって外を散歩している人も多く見られる新ひだか町ですが、プールに通いながらプールを歩いて適度な運動をしていくということが大きな効果を上げていますけれども、100人、200人利用している所に高齢者が仮に何十人か使用したからといって経費が増えるものではないと思います。65歳以上若しくは75歳以上の人たちであったとしても年齢ごとに補助をしていくとか、無料回数券を出すとかということがなぜ出来ないのか、その検討経緯を含めましてなぜ出来ないかをお聞きしたいと思います。

次に災害時の長期的な避難場所が必要という視点で質問をいたしたいと思います。介護事業者では避難訓練が義務付けされていますので、さまざまな災害を想定して避難訓練をしています。時には地震であったり、火災であったり、津波を想定してやっていますけれども、そこで町内にも多くのグループホームがあるわけですが、その人たちからも今の指定された避難場所ですら本当に安全だろうか、大きな津波が来たときそこで良いのかということが挙がっております。先日の新聞報道や町の常任委員会等の説明では、体育館が老朽化して何回も修理をしていますけれども、建て替え計画の中で、もし建て替えをするとしたならば、避難を長期的にすることが可能なものを建てていただきたいという要望が挙がっていました。今回の北海道胆振東部地区の地震におきましてもまだ避難している人がいます。また、グループホームから避難している人たちの中から長期的なことには耐えられないということから、余震の危険性はあったとしてもグループホームに戻って生活を始めた人もいます。そういう意味からした時に、私は体育館等の大きな建物を仮に建てる計画があるとしたならば、やはり長期的に避難することが可能なものを高台に建てるべきだと私は考えます。その視点に立てば、柏台や清水丘の高台にそのような避難機能を持つものが建つことが出来ないかという視点を持ちますので、長期的に考えた時にその計画が考えられているかどうかをお聞きしたいと思います。昨年台風が来る折も近くの高齢者の方が泊めてくれと言って、私のホームに避難してきた経緯がありました。また、今回の災害において停電が起きましたけれども、何とか在宅でいるべきか、または避難所に行くべきかという相談もされました。たまたま1日で電気もつきましたし、水道が断水することも無かったので長期的な避難ということにはなりませんでしたが、私は静内にダムが出来たときに、昔は水害が定期的に起きて豊畑の橋や御園の橋が流されたという経験をしています。ダムが出来たからもう新ひだか町に水害は無いんだなという勝手な考えをしていましたら、ダムというものは大雨が降

園整備方針を踏まえ、平成 25 年 4 月に有識者の意見聴取を実施した結果、樹木の植生に不適当な土壌である可能性が高いとの指摘を受け、基本計画の策定前に全体を対象範囲とした土壌調査を実施することに決定しております。

土壌調査の分析結果では、比較的植栽に適しているという場所は少なく、全体的に透水不良や湧水等によって適正が低い土壌であるという判定結果でした。この土壌調査の分析結果を踏まえ平成 25 年 12 月に 2 回目の有識者の意見聴取をさせていただいたところ、苗木は現在の気候風土に馴染ませてから植栽を実施する必要があるとの指導があり、急きょ苗木を育成するための試作苗畑の耕うん作業を年末に実施しております。

平成 26 年 5 月に試作苗畑に桜と梅の苗木仮植と鹿防除柵及び作業用通路の設置工事を発注し、6 月上旬に桜 52 本と梅 13 本の植栽を行い、経過観察等を実施しました。この結果として、町内及び道内で調達した梅 4 本、桜 10 本につきましては、桜が 1 本枯損したもののその他は活着しております。また、道内から調達した梅 9 本は良好でしたが、桜 42 本のうち 37 本が枯損したため、平成 26 年 12 月に有識者による現地視察をしていただき、枯損した主な原因は道外産の苗木や植栽方法の問題であり、現地の土壌の影響ではないという判断をいただいたことから、気象や生植物の保護や埋蔵文化財包蔵地の利活用の方法及び土壌改良の方法を考慮した経済性の比較検討を実施しております。これらをもとに平成 27 年 2 月にエリア全体の見直しを行い、12 ヘクタールのエリアを 9 ヘクタールに変更した配置計画を立てております。

平成 27 年度には、防風林の倒木の危険性が高いことから安全確保のため 6,300 平米の伐木除根を行うとともに、作業用通路となる道路の暫定盛土と排水路の整備を 260 メートル実施しております。

また、平成 28 年度には有識者等の意見聴取を実施しながら、試作苗畑の生息の良い 20 本の苗木をせん定して、防風林を除去した箇所に移植し、現地の土壌で実際に活着することについて確認することと作業用通路の砂利式を実施しているところです。

平成 29 年度以降につきましては、これらの苗木の経過を観察しながら桜と梅の公園計画事業計画について検討しているところではありますが、財源的に有利な事業が見つからないため、計画が進行していない状況となっております。

以上答弁とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 秋山農政課長。

○農政課長(秋山照幸君) おはようございます。

下川議員からのご質問の大きな項目の 2 点目、農業後継者対策についてご答弁申し上げます。

昨年 9 月の議会におきまして、下川議員から当町での後継者がいない農家戸数についてのご質問をいただき、約 8 割の農家の方々には後継者がいない状況となっている旨のご答弁をさせていただいたところでございます。新規就農者に関するご質問でございますので、当町における新規就農者の実績として、平成 27 年度から 29 年度までの 3 年間の人数で申し上げますと、27 年度は 3 組 4 人、28 年度は 4 組 7 人、29 年度は 6 組 9 人と 3 カ年で合計 13 組 20 人が新たに就農してございます。

当町は平成 24 年度から新たな新規就農対策を開始しておりますが、この研修制度を利用され、新規就農された方は本年度までの 7 年間で 21 組 30 人を数えており、時代を担う存在として大きく期待されているところでございます。

下川議員が言われた新冠町の例に限らず、ここ数年は全国各市町村等が国の制度等を活用しながら、それぞれの地域実態等に即したさまざまな支援策を講じているものと認識してございますが、そこで当町の支援策の概略について申し上げますと、研修費につきましては月額1人につき8万5,000円を支給してございまして、年額にしますと102万円となり、これに国の給付金の年額150万円を併せた場合、1人で年間252万円、月額平均21万円を受給することができ、さらに夫婦世帯では2倍となる年間504万円、月額平均42万円を受給することが可能となっております。

次に研修終了後の新規就農時の支援といたしましては、例えばビニールハウスの資材費に対し、半額程度を補助する取り組みに加えまして、農地賃借料への助成や農業施設購入に係る固定資産税相当の助成、また、利子補給等々、これまで新規就農対策に取り組んできた中で学んだことを踏まえ、必要とされる支援策を講じているところとございまして、新冠町の支援策とは多少違いはあるものの、相対的には遜色ないものであると考えてございます。新規就農対策を進める上で関係団体を含め大事にしている考え方といたしましては、研修生の確保の重要性は申し上げるまでもありませんが、就農してから定着するまで地域を挙げ、農業だけではなく、生活面等を含めたトータルでサポートをしていくということとございまして、その上で当町を選んでいただき、現在の実績に繋がっているものと認識してございます。

そこで、下川議員ご指摘の将来ビジョンについてでございますが、平成30年度から平成39年度までを計画期間とする新ひだか町農業振興計画並びに新規就農対策基本方針に基づき進めていくことを基本としてございまして、これからも市場性の高い産地づくりに向けた取り組みを生産者、関係団体等と連携し、それぞれの役割や機能を最大限に発揮させる中で、農業所得の向上を目指していくことが、ひいては後継者が継承あるいはUターン等しやすい環境に繋がっているものと考えております。時代を担う担い手確保対策につきましては、今後も関係団体等と十分に協議連携しながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長(福嶋尚人君) 田畑体育振興課長。

○体育振興課長(田畑善側君) おはようございます。

下川議員ご質問の3番目、温水プールの高齢者利用についてご答弁申し上げます。

下川議員がおっしゃるとおり、水中運動は健康維持や体力づくり、運動不足の解消等に効果があると言われております。当町といたしましても、幼児、小学生、一般町民を対象とした水泳教室のほか、水中運動教室を実施しております。また、一般利用者の中には水中歩行等を行う方もいらっしゃることからコースの一部を歩行者専用コースにするなど、水中運動の推進に努めております。

以前、下川議員より温水プール利用の高齢者に対し、減額が出来ないかというご要望をいただきましたが、その時点では町として町有施設の手数料の見直しについて着手する段階にあったことから、見直しの中で検討させていただきたいとご答弁申し上げたところです。

現在、全町的に算定方法、受益者負担割合、減免制度など、使用料、手数料改定の基本的な方針を決め、検討を行っておりますので、温水プール使用料につきましても、町有施設使用料、手数料の見直しの検討の中で、同種施設とのバランスを勘案しながら統一した基準で検討してまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

以上ご答弁と致します。

○議長(福嶋尚人君) 藤沢総務課長。

○総務課長(藤沢克彦君) おはようございます。

下川議員のご質問の災害時の長期的避難場所が必要についての新ひだか町の長期計画の中で高台に避難場所を建設する考えはあるのかについてでご答弁申し上げます。

当町におきましては、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保するため、災害の危険が及ばない場所、または施設を洪水、地震、津波、土砂災害等の四つの災害の種類に区分し、指定をしております。具体的に申し上げますと、洪水にかかる災害時には新ひだか町公民館外 61 カ所を、地震にかかる災害時には火災が発生し延焼拡大した場合における一時的に避難する広域避難場所として山手公園外 14 カ所を、津波にかかる災害時には津波から避難するため津波浸水予想範囲外に一時的に避難する一時避難場所として中野生活改善センター外 49 カ所を、また津波から逃げ遅れた場合に緊急避難する建物であります緊急避難施設としてホテルローレル外 18 カ所を、土砂災害等にかかる災害時には静内武道館外 91 カ所をそれぞれ指定しているところでございます。

また、災害が発生した場合におきまして、被災者を一定期間滞在させるための避難所として高静小学校外 16 カ所を指定しているところでございます。

このような中におきまして新ひだか町体育協会、これからの体育施設を考える会から提案されております新ひだか町総合運動公園につきましては、スポーツ施設としての役割は当然ですが、災害時における指定緊急避難場所あるいは指定避難所として対応可能な防災機能を有し、メインアリーナはコンサートホールにも対応できるなど、スポーツ、文化、災害対応と多様な役割を果たす施設という提案をされております。この多面的な機能を有する公共施設は、今の人口減少時代において非常に重要な考え方であると認識をしておりますが、建設予定地としております静内花園の旧苗畑は高台でありますことから、津波や大雨の災害時には避難所としては適正地であると考えております。しかしながら、当該施設の利用にあたりましては、災害時の利用よりも平常時の利用の方が圧倒的に多く見込まれる施設であると考えられ、当該施設を利用される児童生徒または高齢者が利用するにあたっては、静内花園の建設予定地はアクセスに関し、少なからず課題があるものと考えているところでございます。また、この総合運動公園構想事体がどのように具体化されるか現状はわかりかねますが、そのようなお話が出てきたような場合には、防災面からの検討も当然させていただきたいと考えているところでありますので、現段階におきましてはここまでの答弁とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 6 番、下川君。

○6 番(下川孝志君) 何点かについて再質問させていただきます。

まず、桜の木を守るという視点で病害虫は毎年発生しているという答弁で、病害虫について樹木医に相談することも一つですけれども、害虫という視点に立った時に今回でも手で取るには限界がありますよね、あれだけの大木ですし。とした時に大学の病害虫の先生とかとも相談しながら手で取るだけでなく、大動物に影響のない範囲の害虫駆除というものが出来ないのかどうかと、研究機関若しくは大学の専門の先生方と相談しようとした考えは持ったことが無いのかどうかをお聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 山口商工労働観光課長。

○商工労働観光課長(山口一二君) 先ほど壇上からもご答弁させていただいたんですけれども樹、木医さん、それに各専門家等の今後意見を伺いたいというふうに考えております。ただ、薬剤の使用ということの視点については議員もご承知かと思えますけども、平成12年に薬剤散布により隣接する軽種馬牧場の軽種馬に被害があり、町からの賠償というような形になったこともあります。周辺におきましては、必ずしも軽種馬、さらには農作物、そういったものが多くあり、直接の被害、さらには間接的な被害、それから土壌出生体系への被害等も考慮いたしまして、薬剤の使用ではなくて捕殺という手順を今のところ進めさせていただいているところでもありますけれども、やはり自然でありまして、必ずしも害虫は無くなるといったところまではなかなかいかないんですけれども、低減を図れるように、それこそ現在議員からご指摘のあった本当に被害が無いというふうに周りや周辺への被害がないというような立証がされた薬剤があれば、そういったものも導入したいとも考えますし、研究機関等に今後相談してまいりたいというふうに考えております。

○議長(福嶋尚人君) 6番、下川君。

○6番(下川孝志君) 桜の木を守るという視点に立った時に、今答弁にあったように樹木医だけじゃなくて、大学で害虫を専門にやっている先生もいますし、大動物には影響のないという範囲をどう立証出来れば使うことも可能かもしれませんが、素人のただ感覚で虫と馬の大きさがあれだけ違うから薄めれば大丈夫だっていうことでは、追求された時に、補償すれって言われた時に出来ませんので、やはりきちっと研究成果として影響がないという根拠でもって、使う場合はですよ。使う時にはそういう判断が求められますので、ぜひ大学等とも連携をしながら、きちっと調査をしてもらったり。答えをもらうということをしていかなければ、人の手だけで取ってる状況では木を守れなくては何の意味もないので、ぜひこれは強く検討していただきたいと思えます。手で取るにしても、薬を使うにしても、先ほどは財源が乏しいということが言われてましたけども、そういう意味からすると、私は二十間道路の桜っていうのは町民だけのためにあるわけではなくて、多くの観桜客の財産でもあるし、日本のある意味では財産かもしれません。そういう意味では、1回見た人、または見たい人に対して求めていくという姿勢は私は間違っていないと思うんですね。そういう意味では2点の企業版のふるさと納税というのは非常にありがたいものなんですけれども、これがずっと継続していくかどうかはわかりません。そのためには二十間道路桜並木を維持するということを広く多くの人たちに訴えていきながら、クラウドファンディングのように何の目的に使うんだと言うと、この二十間道路桜並木を維持するために、または更新するためにという目的をきちっとうたえば、多くの方々が二十間道路を見た時にはほとんどの人が素晴らしいと、このスケールの大きさはなかなか無いって感想を述べています。そういう視点に立てば、そういう見たことがある人がクラウドファンディングやってるんだと思えば、出資をしてくれるかもしれません。そういう意味では今のいろんな寄附の集め方、財源の確保の仕方っていうのは昔と違っていろいろありますけども、クラウドファンディングについては答弁が無かったので、これについて検討しなかったのかどうかをお聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 山口商工労働観光課長。

○商工労働観光課長(山口一二君) 現在、先ほど壇上からも答弁させていただきましたけれども、ふるさと応援寄附の支援をいただいている、民間から寄附をいただいているところでありまして、クラウドファンディングの活用までは検討した経緯はございません。ご指摘の通り、今後も維持管

理していくには相応の費用が必要でございます。ですから、壇上でも述べさせていただきましたが、民間からのご支援という中での選択肢の一つとしてクラウドファンディング等々も検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長(福島尚人君) 6番、下川君。

○6番(下川孝志君) 先ほどの答弁では、当初は土壌が悪いかと思ったら、実際に植栽してみたら土壌の問題でなくて植え方というか、管理なり違う要因だということが言われてました。とすれば、植え方を変えるとこの桜と梅の9ヘクタールだとしても、それは十分実現可能なものとして捉えているんですか。

○議長(福島尚人君) 野垣建設課参事。

○建設課参事(野垣尚久君) 桜と梅の公園ということでご答弁させていただきますが、最初に65本の桜と梅の仮植をして、試作の苗畑の中でだけで検討させていただいたんですが、当時活着率としては40パーセント程度であまり良くなかったという状況で、その後、日本花の会等から苗木を購入しながら育てていった中で現在80パーセント程度の活着率まで上がってきているというような状況です。ただ、それはあくまで試作苗畑の中での現象になっておりますので、現在は苗畑の中で育った比較的成長の良い20本について、公園エリア全体に植え替えをして、その状況で実際にその場で育つかどうかということを検証していこうということで平成28年度から実施しておりますので、その結果についてはもう少しちょっと時間がかかるのではないかと考えております。

○議長(福島尚人君) 6番、下川君。

○6番(下川孝志君) 二十間道路の桜については、私は100年を過ぎて寿命があるので更新すべきと思っています。そういう意味では、樹木医の話聞いても、浅利先生もあそこの二十間道路の桜をきちっと守っていくためには、実際には目には見えませんが、根が非常に入り下って生育出来るような環境にないから、根本的にやる場合はそこまでしないと桜は育ちませんよっていう指摘をされてました。そういう意味からすると、100年以上過ぎた木に替わるものとして、桜と梅の所のように苗木をきちっと町として育てていく、または二十間道路の老木に替わる更新をしていくっていう計画っていうのは進めているんでしょうか。

○議長(福島尚人君) 山口商工労働観光課長。

○商工労働観光課長(山口一二君) 現在、取り組んでおります二十間道路の桜並木の樹勢回復事業、その中で当然のことながら今議員おっしゃったとおり根回りの治療と先ほど答弁で申し上げましたけれども、根で入り組んで、例えば松だとか、それから隣接する桜だとかの根で絡み合って、順調に生育出来ないような状況の処置というものを現在進めております。

また、ご質問の更新、こういったものも樹勢回復事業の中で当然ながら新しい木の導入、それから植栽、育成という部分も入っております。今、並行して更新作業のほうも進めさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長(福島尚人君) 6番、下川君。

○6番(下川孝志君) 次に農業後継者対策についての再質問ですけども、先ほどの答弁では21組30人の人たちが就農してるという話を聞きましたけれども、その内訳は何人ずつでしょうか。ミニトマトのハウス栽培何人、酪農、和牛、例えば軽種馬とか、その種別については何名ずつですか。

○議長(福島尚人君) 秋山農政課長。

○農政課長(秋山照幸君) 質問にお答えいたします。ミニトマトにつきましては15組23人、花きにつきましては4組5人、牛につきましては2組2人ということで合計21組30人ということになってございます。ただ、これ以外でもそれぞれ町の制度を使わないでそれぞれ後継者になっているとか、あるいは軽種馬でも1件町外から見えられて新たに農業者になっている方もいらっしゃいます。それはその数は入ってません、この中には。

○議長(福島尚人君) 6番、下川君。

○6番(下川孝志君) 新ひだか町の場合、軽種馬産業の占める割合が高いんですが、軽種馬農家の後継者不足と8割と全体では、前回は質問では答えてもらいましたが、軽種馬農家の後継者不足っていうのはそのうち何人いるのか。それから、今答弁した牛っていうのは和牛なのか、酪農なのか、そこを確認させてください。

○議長(福島尚人君) 秋山農政課長。

○農政課長(秋山照幸君) すいません。軽種馬につきましては200経営体ぐらいあると認識してございますが、そのうち、手元に資料が無いので後継者がどれぐらいいるかっていうのはちょっと今お答えできないんですが、先ほど牛って言った部分については和牛です。

以上です。

○議長(福島尚人君) 6番、下川君。

○6番(下川孝志君) 今回はいいですけども、やっぱり農業後継者問題を言った時には、今、合併問題が出て、いろいろ問題になってますけど、軽種馬牧場も私は同様に思うんですね。そういう意味では、ほっといてや継者がいなくなったからやめました。あれだけ広く持ってる人が多いので、それを放置するっていうことにはならないので、やはり同様に考えていかなければならないと思うんですね。それは農協と相談し、または経営している人たちとも後継者対策をどうするかっていう意味でね、そういう意味ではきちっと農協とも情報を共有しながら、軽種馬農家の人たちがもし後継者を必要としているならば、どんな策が必要かっていうことを含めて、ぜひ今後とも検討していただきたいと思います。

私はこの牛と行った中で和牛だと答弁いただきましたが、和牛は小規模でもやり方によってはできます。複合経営でもできますから、入りやすいという面はあります。

私は質問の中でも言ったように、1番困っているのは酪農家の人たちなんですね。残念ながら後継者がいないとか、後継者が後を継がなくて出ていったり、たまたまそこはちょっと大きな牧場ですけど、女性しかいないので後は継がないというようなこともありましたけれども、先ほど言ったように、酪農家の場合は1人でやれるというようなものでないで、課長も知ってるとは思いますが、乳牛の質を上げていくためには改良していき、乳牛の検定をしたり、酪農家にも休みながら、ヘルパー制度があったりというのは、タンクローリーで運んでますけど、それを農家が負担しているわけですから、それが減っていくと維持できなくなってしまうということが目に見えてきてるんですね。そういう意味で酪農家における後継者対策ということに対して的を絞って、今の数を何とか維持していくためにはっていうものが私は必要かと思うんですけども、その辺の詰めを農協とか酪農振興会等とかはどのような話し合いの過程にあるのか、もし情報があったら報告していただきたいんですが。

○議長(福島尚人君) 秋山農政課長。

○農政課長(秋山照幸君) 今の酪農の部分につきまして、軽種馬もそうなのですが、先ほど壇上で私申し上げました農業振興計画を策定する折に、実はこういうご意見があつてということで農協さんはじめ、関係団体の皆さんにお話させていただいてということで、そのことにつきましてそれぞれの、我々の関係団体の中で話し合ったほかに、例えば農協さんの中で内部でも協議させていただいて、どうしていくべきか、新規就農対策についてどうすべきかということ踏まえた中で、今回新規就農の基本方針っていうのを決めさせていただいてというようなことでございます。

ただ、今お話しあつた部分につきましては、大変重要だつてということで私も受け止めてございますので、今後につきましても関係機関団体と協議を進めていきたいと思つてます。

○議長(福嶋尚人君) 6番、下川君。

○6番(下川孝志君) 先ほどの課長の答弁では新冠にそんなに遜色ない、新ひだか町も一つ一つ細かく取れば差はあるけど、全体としてはそんなに差がないんだというような答弁でしたけれども、今はまだピーマンであつたり、ミニトマトの入つてる人たちが大部分を占めているところなので、これで済んでるんですが、今後、長期的に酪農も和牛も軽種馬も含めてどうかって言つた時には、極端に言うと新規就農についても奪い合いのような状況にもなってくると思うんですね。私がちょっと心配するのは、新冠町に町外から移住した人の中で新ひだか町から移住した人が平成27年で6世帯14人、28年度で4世帯8人、29年度で2世帯9人の人が移住してるんですね。そういう視点からすると、その中に新規就農の人も含まれてるんですね。新ひだか町と新冠っていうのは、ほとんどいろいろ近いですし、私的にはほぼ一緒の町のような感覚もありますから、移住して数字だけ調べたので、中身全部は知りませんが、新冠に移住して静内で働いてるっていう人もいるんでしょうけれども、その視点からしても、新規就農にしても、住むにしても、新ひだか町からこれだけの人が隣町に行つてると、何か私たちの町が遅れてるのかなっていうイメージを持たれてはちょっと気になってしまうんですけれども、課長の持つてる情報の中で新ひだか町から新冠に移住して新規就農してるっていう人います。

○議長(福嶋尚人君) 秋山農政課長。

○農政課長(秋山照幸君) 私の認識の中では把握はしてございません。逆に新冠町さんから来られたっていう方はいらっしゃるんですが、日高管内から他の町から新ひだかに入ってきたっていう方はいます。新冠町の部分についてはちょっと把握してございません。

○議長(福嶋尚人君) 6番、下川君。

○6番(下川孝志君) 新ひだか町の農業のことを考えた時に、残念ながら農家で育つた後継者がそのまま後を継ぐっていうケースが非常に少ないんですね。それがなぜ出てくるかっていうと、静内農業高校を卒業しても1人も地元の高校生がいないっていう年がありましたよ。そういう意味では、農業高校で勉強して、自分の家を継ぐんだっていう人が極めて少なくなつてきてるんですね。そうすると、今行われているのは新規就農策っていうのが大きなポイントになってくると思うんですね。農業が好きだという人や農業を志すという人に期待するしかないんですけれども、やはり農地を守る、農業を守る、また食糧を守るっていう視点からいくと、ぜひ後継者対策っていうのは非常に大きなポイントだと思いますので、新規就農をする場合も近隣の町に負けないで、新ひだか町が選ばれる環境づくりというものを町全体でしていかなければ、単に農業だけでなく、農業やりながら結局教育のことも医療のことも全て関わってきますよ、入ってくる人にとつ

ては。ですから、ぜひこれは町長にもお願いしたいんですけども、後継者対策っていうのは農業だけの問題でなくて、新規就農や移住も含めてトータルのなものだと思いますので、横とも連携を取りながら、若い人たちが安心して新規就農して暮らしていける環境を作るということを、ぜひ考えていただきたいと思います。

次に温水プールの件ですけども、私はさっきの答弁では俗に言う政治用語で返答してますっていうのは何もしませんよっていうのはありますけれども、検討したのであれば、私は実際に通ってる人から何とか温泉並みの回数券出ないんでしょうかねっていう声がいまだにあるわけですから、その対応は見直しの中でも私は可能な範囲だと思うんですけども、いろいろ検討したけどそれが出来ないっていう根拠は何なんですか。

○議長(福島尚人君) 田畑体育振興課長。

○体育振興課長(田畑善側君) 使用料の見直しについては、先ほども申し上げたとおり全庁的な中で今見直し作業を進めているところで、その中で温水プールだけを取って減免なり補助するっていう部分にはならないと考えておりますので、今現在その検討をしているテーブルの中で統一した考えで進めていきたいと思って考えております。

○議長(福島尚人君) 6番、下川君。

○6番(下川孝志君) 言ってることはわからないわけではないけれども、その視点から言うと体育館の中散歩するのもじゃあ減免するのか、年とっても剣道するからじゃあ言ってたら何でも聞こえちゃうんですけども、その町民の声にすると温泉に入るんでしょ、温泉に入るのに24枚の回数券を出してるのに、同じ燃料焚いてプールを温めてるとしてもですよ、今、課は違いますけれども、高齢者がやはり在宅で暮らし続けられる環境、または要介護者の話ばかりが話題になりますけども、実は4分の1の人、元気な高齢者いっぱいいるわけですよ。そうするとその人たちがやはりプールで健康を維持する自分で通って友達と来る人もいますけれども、非常に効果が高いんですね。そういう意味では温泉並みのことがプールでも一つの見直しの特殊なケースとして、他は他で検討しますけれども、多分そんな大きな人数でないと思うんですよ、何百人も来てるわけじゃなくて、せいぜい何十人かの話だとは思いますが、そういう人たちに町は温かい策を講じるということで、金額にしたらそんな大きな金額ではないと思うんですけども、それをピックアップして検討するっていうことには本当にならないんですか。期待してる声が多いんですけども。

○議長(福島尚人君) 田畑体育振興課長。

○体育振興課長(田畑善側君) 温泉のような福祉施設と体育施設はまた違うものと考えております。それで温水プールにつきましても回数券は設定しております。5回分で6枚、10回分で12枚っていうような回数券はあります。それで先ほど申し上げた、下川議員おっしゃったとおり、プールでそういう健康づくりやってる方もいらっしゃいますし、体育館のトレーニング室で健康づくりやる方もいらっしゃいます。そちらの体育館を利用してる方からしたら、プールだけ先行するっていうのはやっぱり納得できないものでもありますし、今後、今、見直しの検討をしてる中で券の在り方、例えば回数券、シーズン券、定期券など、また区分ですかね、一般とか年齢区分をどうするかっていう部分も検討されていくと思いますので、ご理解願いたいと思います。

○議長(福島尚人君) 6番、下川君。

○6番(下川孝志君) ちょっと私が理解できる範囲でないので、また勉強して、また質問をしたい

と思いますけども、最後に災害時の先ほど答弁をいただきましたけれども、いろんな災害を想定して何カ所っていう数字を聞きましたけれども、町民の声としては挙げられた箇所が本当に大丈夫だろうかという声があるんですね。ですから、今回の地震だとか、または他でダムの放水だとか、外国でもありましたけれども、大きな津波とか洪水を想定したときに本当に今うちの町が指定してる所が安全かどうかと言うと、私は不安でならないという町民の声の方が理解できるんですが、見直しを検討するという考えは持ってないんでしょうか。

○議長(福島尚人君) 藤沢総務課長。

○総務課長(藤沢克彦君) 現在のところ、例えば津波の関係につきましては、北海道から津波の想定区域が示されていて、それに応じて当町のほうとしても白地の地域を指定して、それ以降に逃げてくださいということで設定をしておりますので、新たな気候的だとか、想定区域の提示がありましたら、当然見直しをしていこうと思っておりますし、また、避難所についても30年以上経過した建物もございますので、その辺につきましても建物の改修等も含めたときに見直しをするのか等の検討は当然していこうかなというふうに考えてございます。

○議長(福島尚人君) 6番、下川君。

○6番(下川孝志君) 課長には申し訳ないんですが、道が示さなければうちの町はしないというもんなんですか。うちの町の状況を把握してるのはうちの町なわけだから、道がどう言おうとうちの町はここに避難場所を指定していくっていうことは出来ないもんなんですか。

○議長(福島尚人君) 坂総務企画部長。

○総務企画部長(坂 将樹君) 壇上でそれぞれの区分の避難所が何カ所あるっていうことで総務課長のほうからご答弁させていただきましたが、災害にもいろんな種類があるってというのは従前から申し上げておまして、例えば雨の被害についてはある程度、雨が強く降るっていうのは気象庁なりから事前の情報が入りますので、それに伴って今ある避難所の中からどういう所を避難所に指定するかっていうのを想定して避難所を設定します。

あと、地震の場合は津波があるのかどうかというところで、津波については、まず避難所に避難をしていただくというより、今、総務課長が言ったとおり津波浸水区域からまずは出ていただくと、それを大前提としております。それで津波の場合は自ずと地震もセットというか、地震もあるということですから、その避難所についても被害があるということも考えられますので、その状況を調査をさせていただいて、避難が長期に渡る場合についてはどこどこを避難場所として設定しますというようなアナウンスを町のほうからさせていただくと。ですから、今ある避難所を全ての災害について避難所を開けるということではなくて、避難の状況、それからその施設の被害状況も含めた中で総合的に勘案して、町のほうとしては避難所を設定させていただくという方向にしておりますので、そこはご理解いただきたいと思っておりますし、最初の質問の中で高台の話もありましたが、津波についてはまず避難所に入るということではなくて、津波の浸水がない場所、白図の場所にまずは避難をしていただくのを大前提にさせていただいて、津波が引いたあとにその状況を見て、ここと、ここと、ここに避難所を設定しますよというのは、ちょっと繰り返になりますけれども、アナウンスをさせていただくというような形で考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長(福島尚人君) 6番、下川君。

○6番(下川孝志君) これで質問は最後にしますけど、私がいろんな地域の事情や高齢者の事情を

知っている分からすると、やはり今後とも慎重に避難場所の設定とか、避難場所を作っていくってことをしないと、多くの独居の高齢者の方々が在宅で暮らしてるんですね。その人たちの話の中から出るのは避難するのが大変だから逃げない、自分の所にいる。もしくは、そんな避難場所に行ったって助かるかどうかはわからないなら自分の家にいるって逃げないんですね。そういう声があるんですよ。やはりそれが広まっちゃうとせっかく助かる命も助からなくなる。

自治会でも温度差はありますが、一生懸命やってる自治会は、誰々さんの避難については誰々さんが対応するというように組んでいる自治会もあったりもします。しかし、その時に声を掛けても、いや避難しないって言われたときに非常に困るんですね。

そういう視点からすると、やはり新ひだか町が指定してる避難場所というのがきちっと安心ですよ、だから、まず逃げましょうねっていうような広報活動とか、周知っていうことが併せて必要だと思うんですね。そういう視点に立ったときの避難場所への周知っていうのが、先ほど部長は放送でって言いましたけど、その放送が聞こえないときもあるんだよね。高齢者また、私ちょっと左、難聴なんですけど、耳の悪い人もいっぱいいるわけさ。だから、どう周知するかっていうのは、今、放送で流せばいいって言ったら、風向きとか、雨とか、何とか言ったら、何言ってるかわからないっていうケースもあったりするから、その辺もどう周知していくかっていうことも含めて検討していただけないものでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 本庄副町長。

○副町長(本庄康浩君) 今のご質問でもさっきも話を聞いていて思うんですが、避難所の指定っていうのは非常に難しい。ですから、このときには指定可能な施設がこれだけありますよっていうのは壇上で総務課長からご説明いたしました。

災害のケースによって、あるいは施設の被災の状況によって変えていかんやならないんです。ですから、今ご懸念なさってる部分っていうのは、ここ本当に大丈夫なのかっていうのを私どもが本部を開いて確認して、ですから、今回のような停電が混じってるものってなるとトイレが使えるかどうかっていう所で、今回自主避難される方が出てくるでしょうからということで勧告はかけてませんが、青少年会館ですとか、旧型のトイレを使っている所っていうような指定の仕方をしております。ですから、何でもかんでもここへ行けばいいんだっていうことでなくて、あふれる川のそばに施設があって、そこを指定するっていうことにはならないので、逆にこっち側が大丈夫だったらこっち側の避難施設を開きましょうとかっていうような臨機応変なところも協議の中で指定しているということもご理解いただきながら、いろんなケースがあるので私どもも今回の答弁書作るときにも非常にわかりづらいんですね、この災害の避難場所の。ですから、地震のときには落下物の危険のときと、それからおさまったあとの避難の場所とっていうのは必ず違うんです。ですから、広域避難場所ではほとんど公園かグラウンド、屋根のない所っていうような視点になってますし、あるいは雨のときには学校だとかそういうふうなものだし、あるいは被災者、逃げる方々の数、これは100人規模になるだろう、50人規模になるだろうっていう所でもまた施設の指定も変わってくるというようなことがあったりして、ですからいろんなケースに応じて対応せざるを得ないんです。

それが先ほどの質問でちょっと総務部長のお答えからするとずれてるのかもしれませんが、津波の例えば浸水区域のことを町で独自でやれないのかというご質問だったと思うんですけど、ああいうことは北海道なり、大規模な大きな組織のほうで一括でやったほうが個々の町村でやる

よりは信憑性も高まりますし、対応にバランスを欠かない、不均衡にならないような形なので、私どもは北海道、あるいは国の出されているもので従ってやってるというような状況でございます。ですから、これからも住民の方々逃げないって言う方がおられるのは承知しております。昔からおられます。頑固に地鳴りして山あれますよって御園の方おられましたけど、職員がずうっとそこ電気で照らしてるんですね。ですから、いざというときは引きずり出さんきゃならないので、そういうようなことも過去には経験ございますけれども、いずれにしても私どもは周知の方法も含めて、何とかして停電になってても、いろんなケースで口での広報だとかそんなことまで原始的な方法も含めて対応してまいらなければならないなということで進めておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長(福嶋尚人君) 6番、下川君。

○6番(下川孝志君) 副町長からも答弁もらいましたし、これで終わりますけども、私が東京に行ったときに北朝鮮からミサイル飛んできてアラーム鳴って安全な所へ逃げれって言われたけど、電話きたのね。逃げたって安全な所ないから逃げなくていいって私は指示を出したんだけど、やはり町民の命と健康を守るっていうのは、町の役割でもありますから、ぜひ多方面に関わって検討してもらいたいことと、先ほど後継者対策でも単に一つの課が頑張ればいいっていうものではなく、関係する課が住みよい町のために協力し合っていかなければ良い町にならないっていうことはご理解していただけたと思いますので、今後ともまたよろしく願いいたしたいと思えます。

これで質問を終わります。

○議長(福嶋尚人君) 暫時休憩いたします。10分程度休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時57分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

10番、谷君。

○10番(谷園子君) 通告に従いまして質問いたします。

一つ目は就学援助費の拡大についてです。他の議員と重なる部分はお容赦ください。

一つ目、今年度の教育行政執行方針では、子どもの貧困対策として就学援助費の拡大に努めるとしていますが、具体的な中身をお聞きします。

二つ目、今年10月から生活保護基準が3年間で最大5パーセント引き下がります。そのため就学援助の対象を縮小しないためには、保護基準引き下げ前の対象者をそのまま認定するか、認定基準を引き上げるかしなくてはなりません。19年度以降も現行の支給対象者を維持し、制度を拡充することが必要と考えますが、町はどのように対応していくのかお聞きします。

二つ目は上下水道料金の見直しと今後の汚水処理の考え方についてです。

一つ目、昨年9月議会で私は水道料金を取り上げて、使用水量が基本トン数を下回る件数が家事用、営業用ともに5割以上だったことから、生活実態に合わせた料金体系を求めたところです。現在、町は上下水道使用料の見直しを進めています。上水道、簡易水道、公共下水道、特定環境保全下水道、全ての使用料を勘案して進めていると思いますが、どのような形で見直しを進めていますか。

二つ目、福祉の増進のために所得の低い人に対して、負担を軽減するような上下水道料を検討すべきと考えますが、町の考えをお聞きます。

三つ目、町が公表した特定環境保全公共下水道使用料のコスト計算は 9,015 円でしたが、この金額の根拠は何ですか。また、この事業の検証結果をお聞きます。

四つ目、今後の下水道整備のあり方についてです。

1. 入船地区にかかった下水道建設費と年間維持費はいくらですか。また、現在の水洗化率と今後の水洗化の見通しをお聞きます。

2. 高齢化が進み、人口も減っていく中で下水道の維持管理費は今後町財政を圧迫していくことが懸念されます。5年、10年長いスパンで考えたとき、一旦決めた全体計画であっても修正や見直しは必要ではないかと思えます。今後の下水道整備については慎重にすべきと考えますが、認識をお伺いします。

5. 住家が散在する地域に合併浄化槽を整備するのが適していると考えますが、今後そのような地域において合併浄化槽を積極的に進めていく考えはないかをお聞きます。

最後の質問です。JR日高線についてです。

1. 国はこの7月、JR北海道に対して2020年を期限として400億円を支援するが、経営改善の達成状況を四半期ごとに検証するとしました。国のこのやり方を認めると、全道の路線廃止や自治体負担の増加が検証の対象となりかねません。現に日高線に対するやり方は、バスにすれば18年間お金を出す、存続と言うなら自治体負担せよというものです。分轄民営化を強行した経緯からも、国が経営に責任を持つのが当然であり、だからこそオール北海道で国に対する抜本的支援を求めてきたはずですが、日高線の支援はしないとした国に対して抗議しないのですか。町の対応をお聞きます。

2. 日高線の廃止は全道の鉄路が半減していく問題に繋がります。国が支援しないとされた留萌線や根室線をはじめ、オール北海道で存続を訴えてきた全道市町村会とさらに連携を強める必要があると思えますが、どのように取り組めますか。

3. 日高線沿線協議会では、地域の公共交通モードを全線復旧、日高門別まで復旧、全線バス転換の三つの案に絞るとしてはいますが、地域と地域を高速で結ぶ一次交通、鉄道と地域の中で小回りを利かす二次交通、バスは分けて考えるべきではないでしょうか。過去に道内で廃止された数々の頂戴路線の沿線自治体は衰退の一途を辿っています。町は146.5キロにも及ぶ日高線の一次交通としての役割と必要性をどのように考えていますか。

4. JR北海道がバス転換で示した8項目の支援策は代行バスの補充に過ぎず、18年間のみの補助、併記の差額補填は通勤1年、通学は転換後卒業までに限られています。いずれは自治体の負担増は明らかだと考えられますが、町はこの支援策をどのように受け止めているのかをお聞きます。

以上です。ご答弁をよろしくお願い致します。

○議長(福嶋尚人君) 片山管理課長。

○管理課長(片山孝彦君) 谷議員からのご質問の1点目、就学援助費の拡大についてご答弁申し上げます。

最初に一つ目の子どもの貧困対策として就学援助費の拡大に努める具体的な中身についてですが、本年度は小中学校の入学に際して保護者の経済的負担の軽減が図られるよう就学援助

費の新入学準備金について、その支給単価を国の単価に合わせ増額するほか、支給時期につきましても入学準備の時期を考慮し、平成 31 年度の入学予定者から入学前に支給する、いわゆる前倒し支給を行うこととしたところであります。

次に二つ目のご質問であります今年 10 月から行われる生活保護基準の見直しについてですが、国は生活保護基準の見直しを一般低所得世帯の年齢や世帯人員等の消費実態との均衡を図るため、平成 30 年 10 月以降 3 年間で段階的に行うこととしており、この見直しにより減額となる場合の減額幅は 5 パーセント以内にするとしております。生活保護費が減額となれば、それを基礎として判定する就学援助費の支給対象者もその影響を受けることとなるため、平成 25 年度の生活保護基準の見直しと同様本年 6 月に文部科学省からこの見直しに伴い、就学援助制度に影響が生じることのないよう市町村に対し、配慮を求める通知があったところであります。

当町では、平成 25 年度の生活保護基準の見直しにおきましては、その影響を考慮し、当分の間見直し前の基準を適用することとしており、今年度もこれを継続している状況にあります。

今回の見直しがどの程度当町に影響が生じるのか今の段階では不明でありますことから、今後、国からの通知やその影響を考慮するとともに、他の市町村の動向も確認しながら、対応について検討してまいりたいと考えております。

以上ご答弁と致します。

○議長(福嶋尚人君) 野本上下水道課長。

○上下水道課長(野本武俊君) 谷議員からのご質問の大きな項目の 2 点目、上下水道料金の見直しと今後の汚水処理の考え方についての 1 点目、上水道、簡易水道、公共下水道、特定環境保全下水道、全ての使用料を勘案して進めていると思うが、どのような形で見直しを進めているのかについてご答弁させていただきます。

現在、町全体で使用料、手数料等の見直し作業を進めておりまして、見直しの基本的な考えにつきましましては、広報新ひだか 5 月号から 7 月号に掲載されておりますとおり、上下水道料金につきましてもその中の一つとして見直し作業を進めております。なお、現在検討を進めております中で、基本水量に関すること及び水道については上水道と簡易水道、下水道については公共下水道と特定環境保全公共下水道をそれぞれ別々の料金にするか、同じ料金とするかにつきましましては、道内の他の自治体の状況なども参考にして、当町に合った料金体系を検討し、改めて所管の常任委員会に提案、説明の上、条例改正について議会にお判りさせていただきたいと考えておりますのでご理解願います。

次にご質問の 2 点目、福祉の増進のために所得の低い人に対して負担を軽減するような上下水道料金を検討するべきと考えるが、町としての考えはについてであります。上下水道事業の経費の負担につきましましては、当町の水道事業は地方公営企業法第 2 条第 1 項第 1 号に規定される事業でありまして、同法第 17 条の 2 において、地方公営企業の特別会計においてはその経費は地方公共団体の一般会計または他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとされております。

また、当町の簡易水道事業及び下水道事業は、地方財政法施行令第 46 条に規定されている公営企業でありまして、同法第 6 条において、公営企業で政令に定めるものについてはその経理は特別会計をもって、これを行い、その経費はその性質上、当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に

伴う収入のみをもって充てることは客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならないと定められてるところでございます。

これらのことから上下水道事業に必要な収入は自らの経営で確保しなければならず、低所得者のために料金を軽減した場合は、軽減分を他の使用者に転化することになりますので、公平性の観点から今のところ軽減することは難しいものと考えておりますのでご理解願います。

次にご質問の3点目、町が公表した特定環境保全下水道使用料のコスト計算は9,015円だったがこの金額の根拠は何か。また、この事業の検証結果はであります。特定環境保全下水道使用料のコスト計算についてでございますが、町全体の使用料、手数料等の見直しの考え方に基づき、サービスの提供に必要な経費から使用料を算定する原価算定方式を採用し、ここから補助金などの特定財源を控除した分を下水道使用料として算出しております。

具体的に数字で申し上げますと。昨年度行いました推計では、サービスの提供に必要な経費の額が4年間で13億4,250万4,000円であり、ここから補助金などの特定財源を差し引いた額が7億8,884万8,000円です。現在の単価による使用料が4年間で1億5,051万4,000円ですので、約5.241倍の料金改定が必要な結果となりまして、これを現在の一般用基本料金であります1,720円に掛けた額が9,015円でございます。なお、広報に記載しておりますとおり、この金額がそのまま見直し後の使用料になるわけではありません。

特定環境保全公共下水道事業の検証結果につきましては、まず、今までの整備に要した事業費につきましては平成29年度末現在で約88億9,800万円でございます。財源内訳としましては国庫補助金が39億2,300万円、地方債が37億6,600万円、受益者分担金が9,800万円、その他の収入が11億1,100万円でございます。

また、現在、全町民のうち下水道が利用出来る地域に住んでおられる方の割合を示します下水道普及率につきましては、平成29年度末で静内処理区は78.1パーセント、三石処理区は64.0パーセントでして、下水道を利用出来る地域に住んでおられる方のうち実際に下水道に接続している方の割合を示します水洗化率につきましては、静内処理区で85.1パーセント、三石処理区で84.5パーセントとなっております。

事業の効果といたしましては、トイレの水洗化により生活環境は改善され、また、家庭から排出される生活雑排水が海や河川などにそのまま排出されていたものが、下水道処理施設で浄化されて放流されておりますので、間違いなく水環境も向上しているものと考えております。

また、平成24年度の新ひだか町下水道中期ビジョン策定の際に下水道整備済み区域から静内地区12自治会、三石地区5自治会の計17自治会の方に対しましてアンケート調査を実施し、217件の方から回答をいただきました結果を見ましても、水洗化して良かったとの回答が98.9パーセント、周辺環境が良くなったとの回答が60.8パーセントであり、下水道を利用されている皆さんに満足いく整備が出来ているものと考えております。

今後につきましても、下水道の普及促進活動を継続し、更なる水環境の向上、生活改善に努めてまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

次にご質問の4点目、今後の下水道整備のあり方についてであります。まず、入船地区にかかった下水道建設費と年間維持費でございますが、平成6年度から平成9年度にかけて、シベチャリ歩道橋への転化や町道静内橋真歌線に汚水管を埋設しており、ライディングヒルズ静内、シヤクシャイン記念館等静内真歌の一部を接続しており、シベチャリ歩道橋から処理場までも相当

の延長があり、入船地区のみの下水道建設費をを算出するのは困難なことから、平成 27 年度から平成 30 年度までの入船地区に係る建設費のみを申し上げますと、約 1 億 5,500 万円でございます。維持費につきましては、入船マンホールポンプの電気料と管理費として年間 23 万円を予定しております。

また、現在の水洗化率と今後の水洗化の見通しとしましては、平成 30 年 4 月に供用開始しました入船地区の一部の区域の水洗化率につきましては、当該区域にお住まいの 15 世帯 31 名中、水洗化人口は 8 名、水洗化率は 25.8 パーセントでございます。

今年度施工分として、26 世帯 53 名の方の供用開始を来年 4 月に予定しており、国道から海側の面整備が終了することから、早期に下水道に接続していただけるよう、引き続き PR してまいりたいと考えておりますことと、既に整備された地区におきましても、まだ下水道に接続されていない方の所に戸別訪問し、接続依頼を継続して行っていくことと、更に住民の皆様が下水道への理解を深めていただくために静内終末処理場、三石浄化センターの一般公開、下水道パネル展及び小学校への出前講座を開催し、1 世帯でも多くの方に接続していただき、今後、供用開始となる区域につきましても、町全体の水洗化率の向上に繋がるよう努めてまいりたいと考えてございます。

次に、高齢化及び人口減少の中で全体計画の修正や見直しが必要でないか、今後の下水道整備については慎重にすべきと考えるが町の認識はについてでございますが、全体計画は静内処理区、三石処理区共に平成 39 年度までとなっており、新ひだか町第 2 次総合計画と期間及び人口の整合を図っております。

先の 6 月定例議会においても新ひだか町下水道設置条例に係る平成 30 年度からの事業計画人口及び三石処理区の処理面積を見直したところであります。三石処理区は平成 28 年度の工事をもって污水管整備は終了しており、当面は見直しを予定しておりません。静内地区の全体計画につきましては、平成 20 年 6 月に日本下水道協会から人口減少化の下水道計画手法のあり方についての案が示され、平成 23 年度に北海道との協議の基農地と住宅の密度の低い地域を見直し、全体計画面積を 720 ヘクタールから 606 ヘクタールに変更しております。下水道整備は事業計画に位置付けなければ整備出来ませんので、全体計画にあるからといって必ず下水道整備が確約されているわけではありません。現在は、都市計画の用途地域を事業計画区域と位置付け下水道整備を行っているところであります。全体計画区域の中でまだ事業計画としていない区域は用途区域から外れた、いわゆる白地地域であることから、今後の区域の拡大は地域住民の方の意見や要望を十分に確認し、検討してまいりたいと考えております。

次にご質問の 5 点目、住家が散在する地域において、合併浄化槽を積極的に進めていく考えはないかについてというご質問でございますが、合併浄化槽の設置に係る補助金につきましては、合併前から旧町それぞれにおいて補助金の交付を実施しておりまして、合併後も新ひだか町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき実施しております。

この目的につきましては、合併処理浄化槽を設置するものに対し、町がその設置に要する経費を補助することにより生活雑排水等による公共水域の水質汚濁を防止し、もって町民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としております。

この補助金は新ひだか町公共下水道事業計画区域を除く行政区域内において、占用住宅等に合併浄化槽を設置しようとする方を対象に交付することとしております。

補助金額につきましては、設置する合併浄化槽の人槽区分により交付金額の限度額の規定をしており、5人槽で35万2,000円、6から7人槽で44万1,000円、8から10人槽で58万8,000円、11から20人槽で100万2,000円、21から30人槽で154万5,000円、31から50人槽で212万9,000円、51人槽以上で242万9,000円と定めております。

直近の3年間の交付実績について申し上げますと、平成27年度では静内地区で3件11万5,000円、三石地区で4件140万8,000円、平成28年度では静内地区で4件167万5,000円、三石地区で3件123万4,000円、平成29年度では静内地区で7件278万9,000円、三石地区で2件70万4,000円の交付実績となっております。

そこでご質問のありました住家が散在する地域において合併浄化槽を積極的に進めていく考えはないかのご質問でございますが、公共下水道事業区域以外の地域である補助対象地域を指しているものと思っておりますが、先ほどの補助の内容等を説明いたしましたとおり、今後も町広報により住民周知をしながら、合併浄化槽を設置する方からの申請を受け、補助の実施を継続してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(福島尚人君) 岩渕企画課長。

○企画課長(岩渕博司君) 谷議員の大きな項目の三つ目、JR日高線についてご答弁申し上げます。

まず、1点目の今年7月に国土交通大臣がJR北海道に対して言った経営改善につきまして、国に対して抗議はしないのかということございまして、また、町の対応ということございまして、

この経営改善につきましてはJR北海道が国鉄改革の主旨にのっとりまして、徹底した経営努力によって収支を改善し、経営自立を図る必要があります。関係者による相互の連携及び協力のもとで、将来に渡って持続可能な交通体系を他の輸送機関とともに適切に役割分担し、地域に求められる輸送サービスの提供を行っていく必要があることから、その改善に向けた取り組みを求めたものとなっております。

その中で事業範囲の見直しでは、鉄道よりも他の交通手段が適しており、利便性、効率性の向上も期待出来る線区において、地域の足となる新たなサービスへの転換を求めるとされております。

一方、私ども日高線沿線自治体につきましては、平成27年の被災以来、全線復旧を求めた活動を続けておきまして、まずは被災箇所への復旧を求めていることから、北海道内の他の線区とは協議している内容が違うことは従前から申し上げてるところございまして、これについては、国、道、JR北海道は同じ認識でいるというふうにご覧いただけます。

今後の交通モードを検討する協議会での結論や町長会議におきまして、国、道、そしてJR北海道とともにこの日高線の公共交通ネットワーク全体の維持発展に向けたあり方を検討いたしまして、地域に合うモードの最終的な判断に向けた協議を進めているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、2点目の全道町村会とさらに連携を強める必要についてご答弁申し上げます。

日高管内7町の構成による日高町村会では、前段でもご答弁申し上げた協議会、町長会議等での協議結果を日高管内の統一意見といたしまして、日高町村会長を通して全道町村会会議において報告され理解をいただいているところございまして、また、その意見をもとにJR北海道の

事業範囲の見直しに係る関係者会議、いわゆる6者会議等におきまして、北海道町村会長より関係者との協議の中で報告されているところでございます。

今後の日高地域に合ったモードとするために、これからも北海道町村会や関係団体とともに協議を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

次に3点目の一次交通と二次交通を分けて考えるべきではについてご答弁いたします。

広大な北海道は本州などと比べまして、大きな都市への移動距離はかなり長いものとなっております。車社会とはいえ、免許を持たない方や長距離運転が苦手な方などは、やはり公共交通機関を利用することが多いと聞いております。

その最たるものが鉄道であり、速達性、定時制が優れていることから信頼性が高いものとなっております。また、地域内交通につきましては定期的な通院や買い物などでの利用で自動車以外の交通手段での移動といたしましては、交通事業者が営む路線バスとなります。

このことから利用される方や利用する目的で異なるものでありまして、地域と地域を結ぶ一次交通と地域内移動の二次交通とはそれぞれでその利便性を検討する必要があり、地域における公共交通機関としては必要不可欠なものと考えております。

最後に4点目のJR北海道がバス転換で示した8項目の支援策についての受け止め方につきましてご答弁いたします。

日高線沿線自治体の7町は前段のご答弁でも申し上げたとおり、地域に合うモードの最終的な判断に向けた協議を進めているところございまして、JR北海道が示したバス等への転換した場合の支援8項目につきましては協議の結論を誘導するものではなく、あくまでも検討事項に対する支援策の提示となっているものと考えております。

いずれにいたしましても、今後11月を目途に結論を出すべく鋭意協議を進めておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷園子君) 大変ご丁寧な答弁をいただきましたので、再質問は何点かに絞りたいと思います。

初めの就学援助のほうの質問ですが、2問目です。これ、生活保護が引き下がったことでどの程度の影響が生じるのか、まだ不明だということなんですけど、何人ぐらいが影響を受けて受けられなくなるとか、財政負担がどのくらい生じるかっていうような試算が出来ないということですか。なぜ出来ないんですか。

○議長(福嶋尚人君) 片山管理課長。

○管理課長(片山孝彦君) 壇上でもお答えいたしましたとおり、谷議員もおっしゃいましたけれども、現在の情報ではなかなかどのように国も3年間かけて引き下げするという、5パーセント以内にとすると、そういう概要については当然押さえているわけですが、具体的に小学生のいる世帯、高校生がいる世帯ですとか、世帯構成によってどう影響してくるのかっていうところがまだ見えない部分があるものですから、その辺はやはり試算するにも慎重にしていかなければならないので、現段階では正直試算が出来ないということがございます、ということでご理解いただきたいと思っております。

○議長(福嶋尚人君) 10番、谷君。

○10 番(谷 園子君) まだ国からいろんな世帯構成に対する基準とかいろんなものが示されてないって回答だったと思うんですけども、下げるということは確かに国が言ってるんですね。今年度せっかく子どもの貧困対策として就学援助の拡大を図ると、子どもの貧困って今年で終わらないで来年度以降もずっと続くものです。昨日は中学校の制服についての質問もありましたし、畑端議員の質問でこの町で貧困対策の情報共有の推進体制についても回答されていました。やっぱりまずは去年受けれたのに、今年は受けれないってようなことがないように、それが大事だと思うんです。

まず、町として対象を減らさないって方針をまず立てて検討するってことは出来ないんでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 片山管理課長。

○管理課長(片山孝彦君) 今現在も谷議員もご承知かと思えますけれども、前回平成 25 年に引き下げがございました。そのときも国からの通知等で出来る限り影響が及ばないようにということで、配慮してということで、当然町もそういう考えで今現在その影響が出ないように認定基準を定めてやってきております。それでまた今回改正ということなものですから、一度やっぱり立ち止まって検討し直さないとならない、中身を十分把握した上でということが必要なものですから、そういった意味で今現段階で引き下げに対してどう対応するかってことはなかなか申し上げにくいということで、これからの検討、当然来年度の予算に影響してくるので、早急に検討を進めて、適正なというか、出来る対応、就学援助費につきましては町単独事業でございまして、その点も加味して検討させていただきたいと思えます。

○議長(福嶋尚人君) 10 番、谷君。

○10 番(谷 園子君) ぜひ対象を減らさないって方向で検討することを強く要望して、この質問は終わります。

次に、上下水道のほうの質問ですけども、初めにちょっと触れておきたいんですけど、2 番目の質問で軽減をするような水道料金のことを質問しました。これ、地方公営企業法には経済的な効率性を重視するっていうこともあるんですけども、同時に福祉の向上にも寄与するっていう文言もありますので、取り上げています。それで、このことは今日は質問しませんが、そのことだけ触れておきたいと思えます。

今、料金のことなんですけども、町で使用料とか手数料の見直しをしてみると言ってみて、町はお金が無いってことも盛んに言ってるので、町民は本当に不安に思っています。

この上下水道の料金もやっぱりどうなるんだろうかと、変えないでほしい、値上げはしないでほしいってのが町民の声です。そして、これはどんなふうに決まっていこうかっていうふうにも思っているんで、ちょっと何点かお聞きします。

5 月の補正で、簡易水道と下水道の繰上充用をしています。これって今年の予算を先食いしたんですが、今回の見直し、この料金体系には影響あるのかどうかお聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 藤沢総務課長。

○総務課長(藤沢克彦君) 今回 5 月に簡易水道、下水道事業については繰上充用で赤字ということになりました。使用料については、この部分は基本的には今は入れるようなことは考えておりません。

全員協議会のときにもご説明をさせていただいたんですけど、今回の使用料の関係につきまし

ては、まず各種サービスにどれだけコストがかかっているかということをご皆さんに知っていただくということが大きな目標としてございます。

谷議員の質問の中にも、例えば特定環境公共下水道で10トンで9,015円のコストがかかっているということをご説明をさせていただいておりますけれども、これを皆さんからまともにごいただくということは町としても考えておりません。当然、皆さん生活していく上で必要なお金っていうのはあると思っておりますけれども、この9,015円が果たして正しい数字なのかどうかというところも検証しながら、じゃあいくらが適正な金額かということも、今後協議をしていって、最終的に使用料に結びつけていくというふうに考えております。当然、この10トンで9,015円というのは、どこの市町村とってもそんな金額で使用料を定めていることはございませんので、その点は今後、じゃあいくら負担していただけますかというのかは、当然、議会の皆様にも協議をさせていただきたいと思っております。今回はあくまでも行政サービスが、まずはどれだけコストがかかっていますよということを知っていただくのが、使用料の見直しの一歩だと思っております。これに対して、じゃあいくらご負担していただくかということも、今後は先ほどの減免のこともあるんですけども、いろいろな面で検討をさせていただきたいなというふうに考えてございます。ですから、今回の繰上充用の部分については考慮することはいたしません。

○議長(福嶋尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 9,015円がそのままなるとは全然思っていないわけですが、繰上充用のことは先送り、先送りしていいことになったら、本当にそれは大変なことになっていくので、やっぱりそれは解決していかなくちゃならないものだと思うんです。これは一般会計のほうなので、今日はこのことは・・・今まで下水道に一般会計から繰り入れをしていたのにしていなかった分を赤字っていうふうになったと思っておりますが、これは根本原因は一般会計のほうなので、もしそういうものが使用料に反映されるんだとしたら、それはひどいなっていうふうに思ってたわけで、ないっていうことを今答弁していただきましたが・・・。

続けます。先ほど答弁で四つの上水道、簡易水道それぞれで別々の料金にするか、同じにするかも検討してるみたいな答弁もあったんですが、そのレベルでのコスト計算っていうものがどんなふうに答えられる範囲でいいんですけれども、今の料金の設定とかにどのように影響というか、どのような形で関わってきてるのかをちょっと教えてください。

○議長(福嶋尚人君) 野本上下水道課長。

○上下水道課長(野本武俊君) コスト計算のお話でございますけれども、壇上でも説明させていただきましたけれども、サービスの提供に必要な経費から使用料を算出する原価算定方式を採用してございますので、その中で補助金など特定財源を控除した分を下水道使用料としてございますので、それを基本としながら、料金の見直しにつきましては考えていくことになるかと思っております。

○議長(福嶋尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 四つ別々の料金にするのかとか、そういうことも今と同じような同じ要件にするのかっていうことも検討していると。

○議長(福嶋尚人君) 野本上下水道課長。

○上下水道課長(野本武俊君) 壇上でもこれも申し上げたつもりだったんですけども、まだ水道に関しては二つの上水道、簡易水道がございまして。下水道については公共下水道と特環下水道の2

種類がございまして、この料金についてはどうするかっていうのは、いろいろな算出はしてございます。ただ、その結果としてどうするかっていうのはまだ決めてございませんので、それは最終的には理事者と協議しながら進めていく形になりますので、そのための下準備を今している状況でございますので、今この段階でこれをこうするっていうお話は出来ないでございます。

○議長(福島尚人君) よろしいですか。

10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 今まだ検討中なので、常任委員会などにも図ってから明示していくっていうことだと思うんですけども、いずれにせよ特定環境保全下水道が国の補助金を除いたら大赤字だっていうことが示されたわけなんですけど、やっぱりこれから料金設定をしていくに当たっては、やっぱり何でここにこんなに、なぜこんなにコストがかかっているのかとか、そういうことを町民に本当に丁寧に納得できるように説明していかなければならないと思うんですけどもどうですか。

○議長(福島尚人君) 藤沢総務課長。

○総務課長(藤沢克彦君) 先ほどのちょっと答弁の繰り返しになるんですけども、前にもちょっとお話させていただきました。今までいろんな行政サービスを町で執行するときにはコストがいくらかかるとか、これに対して税はこれぐらい入れますよとかっていうことを説明してこなかった経緯っていうのが多分にあると思います。

今回、それも含めた反省を踏まえて、実際、今、行政サービスにどれだけのコストがかかるかということで、今回使用料等についてこういう形で町民にもお知らせしたところでございます。ですから、答弁の繰り返しになるんですけども、今回、皆様にお示したコストが即使用料に転換するという考え方はございません。

先ほどの下水道と水道の関係につきましても、単純に金額を一緒にすることも可能なんですけども、その手法として、例えば公益用法の適用をするとかという方法で交付税の措置を受けられる場合もありますし、そういうこともあったり、あとは経費の削減とかももっと考えられないかということも主旨の検討をしていかなければならないと思っておりますので、今ここで下水道料金を一緒にするのか、変えるのか、水道料金も同じにするのか、差をつけるのかということとはちょっとご答弁は控えさせていただきたいと思えます。

○議長(福島尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 今、出来る限りそういうふうに水道料金、下水道料金を本当に町民にとって負担にならないように検討してるっていうことで受け止めました。

今後また常任委員会などでも示されてくると思うので、また論議していきたいと思えます。

今後の下水道整備についてなんですけれども、町も慎重にするっていう要旨を答弁していただいたんですけど、入船の水洗化率っていうのが25.8パーセントなんですけど、なかなか進まないって、この理由っていうのは町としてどのように受け止めてますか。

○議長(福島尚人君) 野本上下水道課長。

○上下水道課長(野本武俊君) 入船地区でございんですけども、供用開始したのは今年の4月からでございまして。まだちょっと日が間もないっていうことでございまして、その中でなかなか水洗化率が進んでいかないものでございまして。今後、下水道につきましては、先ほど壇上でも説明したと思えますけれども、積極的に繋げていただけるようにPRをしながら進めていきたいと考えて

ございます。

○議長(福島尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 現課のほうが一生懸命回ってるのはわかってるんですけども、入船の方たちにお話を聞いたら、1人暮らしだし、高齢だし、工事費も高いって言うんですよね。下水道って計画したときは40代、50代の働き盛りでも、今作るってなったら本当に60代、70代になってるってということもあって、家族構成とか経済状況も変わっているってということもあるんです。入船の方ね、先ほど地域住民の意見とか要望も十分に確認して、今後は検討していくっていう答弁いただいているんですけど、入船の方は実は説明会にも行ってなかったり、説明会でお話を聞いたんだけどよくわかってなかったと、受益者負担金だの、何だのお金がかかるっていうことを知らなかったっていう方もいて、これからやはり一人ひとりにそういうもし進めていくとき時には十分な説明というか、自己負担のことについてもこのぐらいかかるっていうようなことも十分に合意してもらいながら進めていく必要があると思うんですけども、その辺どうですか、今後。

○議長(福島尚人君) 野本上下水道課長。

○上下水道課長(野本武俊君) 入船地区につきましては、事業に入る前にまず1度27年の3月頃に説明会を開催させていただいております。それで直近では去年も開催させていただきまして、入船地区に限りましては2回の開催をさせていただきます。その中で約二十数名の方がいらっやいまして、実際来られなかった方に対しましては個別訪問させていただいて各々説明をさせていただきますので、その中でももしかしたらご家族の中で十分周知が出来ていなかったのかもしれませんが。ただ今後、これから供用開始、今年度も工事をやっておりますので、十分説明していきながら対応していきたいと考えてございます。

○議長(福島尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) はい、わかりました。

次の質問なんですけれども、合併浄化槽の質問に入ります。

この町の下水道事業っていうのが本当にこの町の衛星とか水環境の向上に本当に大切だっていうこともよくわかってるんですけども、この合併浄化槽もやっぱりそういう面では処理能力っていうことでは下水道と何ら遜色ないっていうふうに思ってるんですけども、そうですね。それで、5人槽の設置費っていうのが130万ぐらいだと思うんですけども、今いろいろ町の補助も示していただきましたが、国の補助っていうのはどのぐらい出てるんでしょうか。

○議長(福島尚人君) 大久保生活環境課長。

○生活環境課長(大久保信男君) ただいまのご質問でございますけれども、合併浄化槽の設置につきましては、住宅等の建築主となる方が設置費用の負担をいたします。大体の金額で申し上げますと、1件当たり5人槽の設置で谷議員言われましたとおり130万程度の費用がかかっていると思います。この費用に対して、5人槽で35万2,000円の補助をしております。国の補助の関係につきましては、この35万2,000円に対して3分の1補助するということになっておりまして、残り3分の2を町が負担をするということです。簡単に計算いたしますと、5人槽の合併浄化槽を設置する方に35万2,000円を補助しますが、そのうちの3分の1としまして11万7,000円を国が負担し、残りの3分の2、23万5,000円を町が負担してる形となっております。

○議長(福島尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 思ったより国の補助率も低いっていうか、そういうのもやっぱりそういう

ふうに合併浄化槽を作ったり、維持するのに、個人のお金がかかるっていうのが普及率が低いのが原因なのかなと思うんですけども、町のほうでこういう補助率をやっぱり上げていながら、そういうふうに合併浄化槽をもっともっと普及させていくっていうような考えっていうのはしていけないんですか。

○議長(福島尚人君) 大久保生活環境課長。

○生活環境課長(大久保信男君) 補助率を上げて合併浄化槽を普及ということでご質問ありましたけれども、合併浄化槽の設置する区域につきましては、先ほど壇上で野本課長のほうからも答弁あったと思いますけれども、下水道の施設のする認可区域外でもって合併浄化槽の補助の対象となってくるものなんですけど、去年の住宅の建築の戸数が約 31 戸だったかと思うんですけど、そのほとんどが都市計画区域内だとか、そういう下水道の施設の所に建てられてくると思います。当然、住宅を建てる方々の意思によって、それぞれの地域において建てることとなると思いますけれども、なかなか今まで補助してきた経緯もございますので、これを増額してというのはちょっと難しいところなのかなというふうに感じるところであります。どちらにしても、今後も合併浄化槽のこの補助につきましては、広報等通じまして皆さんに周知しながら、補助のほうは継続してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長(福島尚人君) 10 番、谷君。

○10 番(谷 園子君) 今後、下水道の処理区以外の所で水環境なり何なり衛星環境っていうものを考えたときにも、合併浄化槽っていうものを町として位置付けて、補助率のほうも検討してもらいながら普及を考えていただきたいと思います。

次の質問に入ります。

○議長(福島尚人君) 谷君、ここで休憩したいと思うんですがよろしいでしょうか。

では、暫時休憩いたします。午後 1 時より再開いたします。

休憩 午前 11 時 53 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長(福島尚人君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

10 番、谷君。

○10 番(谷 園子君) 日高線の質問に入ります。

先ほどのご答弁で国からの勧告に基づいて JR と道と持続可能な交通体系、地域に合うモードを判断していくとのことですが、全然持続可能ではないですね。今のままでいったら本当に北海道の鉄道は札幌、旭川、帯広ぐらいしか残らない状態です。バスだっていつまでもつかかわらないです。地域に合うモードの最終的な判断に向けて協議をすると、それでしただけで過去に廃止された超大路線の地域の事例を調べたらどうかと思います。過去に廃止された地域の沿線自治体の生活バス路線の現状など、きちんとそういうことを調べて知る必要があるのではないかなと思うんです。

私の方から紹介しますと、89.8 キロメートルの夕網線ですが、これは 20 年経ったら走っていた網走バスが廃止になりました。その後 3 区間に分割になって、2 週間に 1 便、1 週間に 1 便しか走らない、バスがっていう地域です。148.9 キロメートルの天北線は代行バスに乗る人が 12 年間で 40 パーセントも減少しました。やはり 3 区間に分割になって、一部では 8 人ぐらい乗る乗合

タクシーに替わりました。138.1 キロメートルの名寄線もこれは3分割と1支線で四つに分けられました。どこの自治体も負担が増え、バスの減便とか撤退が相次いでいるんです。これから最適モードを三つのうち考えていくっていうのでしたら、このような過去の事例をしっかりと調べて、町村会の中でも情報共有をしていく必要があると思いますが、どう考えますか。

○議長(福島尚人君) 岩渕企画課長。

○企画課長(岩渕博司君) 今、谷議員のほうから持続可能な交通モードということで、我々が今検討しているさなか、今後、廃線になった場合のバスへの転換ですとか、いろいろなことを今考えておりますけども、その中で道内で過去における超大路線のその後の行方につきましても大変ご心配されているかと思えます。我々、日高線沿線自治体におきましても、そのような事例を参考にしながら当然今回の検討の項目地域に合った交通モードが最終結論とはなりますけども、今後5年、10年その先におきましても継続的な協議地域における広域的な交通モードの検討は必要になると思えますので、その辺は注意をしながら、これから町村会や道など含めながら協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長(福島尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 私としては超大路線の必要性ということで質問をしたんですが、いろんなことを総合的に考えながらというご答弁だったかと思えます。ぜひ、今もう既に廃線になってこの日高も3年経って、病院に通えないから引っ越すとか、学校に通えない、不便だから母と子で札幌とかそっちに引っ越すとか、そういうのが現実に出てきています。やっぱりそういうのが過疎化って言うんじゃないかと思うんですね。やっぱり廃線っていうことが過疎化に拍車をかけていくってこともきちっと押さえていただきたいと思えます。

もう一つ、今、非常に不公平な状態がまかり通ってると思うんですね。留萌とか網走の首長さんたちも国と同等の財政負担を求められて怒っています。今、国交省が交付税措置っていうことも言い出してますけれども、そんなのはどうなるかわからないです。

実は線路が壊れる1ヵ月前、12月の4日ですけれども、浦河で日高本線フォーラムが開かれています。覚えておりますか。これは主催が日高町村会、日高建設協会、浦河商工会議所連合会、日高管内観光連盟、北洋銀行浦河支店など、それで後援が日高振興局です。ちょっとこの主旨ですけれども読ませていただきます。日高管内を縦断するJR日高本線は単に地域の生活交通機関としてだけではなく、他の地域にはない車窓風景に恵まれ、地域の暮らし各町の個性に溶け込み、沿線地域を繋ぐ文化的な役割を果たしています。北海道新幹線の開業を控え、今後道外観光客の増加が見込まれる中、この日高本線の地域資源としての魅力と可能性を再確認し、日高地域の情報の発信、観光の振興などにより地域の活性化に結び付けることを目的に日高本線フォーラムを開催しますという主旨です。

ここには矢野直美さん、當瀬規嗣さんが講演で、シンポジウムに百武ひろ子さん、パネラーには三石昆布温泉の支配人とかあま屋さんとかが参加しています。

ワークショップや高校生のいろんな行事とか、そういうのも行っていました。

これがたった3年前のこの日高線、この日高の状態だったんですね。3年前にこういうことが原点だったんじゃないかと思えます。それが災害で壊れて赤字だから切ると言われて、財政支援もしないと言われたと、そういう状態に今なってるんですけれども、今、地域の最適モードを考えていくと、日高にとって必要な交通体系っていうことを考えていくんだと思うんですけれども、

ぜひこういう原点っていうか、そういうことも町村会の協議の中でやっぱりきちっと位置付けていくべきじゃないかと思いますが、どう考えますか。

○議長(福島尚人君) 岩渕企画課長。

○企画課長(岩渕博司君) 現在、沿線7町で話し合われてる内容については、新聞報道でも谷議員はご承知かと思えます。その中でも我々7町は鉄道をあきらめてるわけではございません。今、最適モードとしては全線復旧、鶴川門別間の復旧、門別様似間のバス転換、そして全線バス転換と、今、この三つのモードから最適なモードを考えようということで、今、鋭意協議を進めております。ですから、今後もいろいろな、先ほど谷議員もおっしゃったとおり、過去に超大路線が廃線になった地域とか、そういうものを参考には当然させていただきますし、それぞれの地域の今後の将来像もごさいます。地域の実態の変化なども考慮しながら、地域の過疎化も中に含めながら、そういうようないろいろな要素を含みながら、今後この日高線をどうしていくか、この日高地域をどうしていくかというのは、その時考えるのが最適なこと、地域における交通モードだと考えておりますので、その辺は十分承知の上、協議をさせていただきたいと考えております。

○議長(福島尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷園子君) わかりました。

でも一つだけ最後に聞きますが、国がもう財政支援もしないというような状態になっていることに対しては、日高町村会としてはどのように対応しますか。

○議長(福島尚人君) 岩渕企画課長。

○企画課長(岩渕博司君) 国としては財政支援はしないと明言はしておりません。言葉ではそういうふうには書いておりませんので、ただ、維持困難路線で今後引き続き路線を継続しない町に対しては、そこに合う交通モードを考えるべきというような表現になってございます。ただ、我々ねこの日高線を全くあきらめてはおりませんので、そういうようなことを念頭と言いますか、先ほども申し上げたとおり三つの今モードがございまして、その辺を十分な中身を精査して、地域に合うモードということで今協議をさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長(福島尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷園子君) わかりました。ぜひ、あきらめずに、これからの日高地域の未来という観点でやっていっていただきたいと思えます。

質問を終わります。

○議長(福島尚人君) 以上をもって、一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開は放送でお知らせいたします。

休憩 午後 1時12分

再開 午後 2時10分

○議長(福島尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第1号から議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第3、議案第1号 平成30年度新ひだか町一般会計補正予算(第3号)から議案第3号 平成30年度新ひだか町下水道事業特別会計補正予算(第3号)までの3件を一括

議題といたします。提案理由の説明を求めます。

藤沢総務課長。

○総務課長(藤沢克彦君) ただいま上程されました議案第1号から議案第3号についてご説明いたします。

議案第1号から議案第3号は平成30年度各会計補正予算でございまして、今回の補正予算の概要でございますが、前年度以前に交付を受けておりました補助金等の精算に伴う返還金、6月27日の低気圧による大雨被害にかかります災害復旧経費のほか、今回補正しなければ事業の執行に支障が生じるおそれがあるものについて予算計上しようとするものでございます。

それでは、各会計の補正予算の内容についてご説明いたします。

議案第1号は平成30年度新ひだか町一般会計補正予算(第3号)でございます。

平成30年度新ひだか町の一般会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,045万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、144億1,672万8,000円にしようとするものでございます。

第2項は歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1票のとおりでございます。

第2条は、債務負担行為の補正でございまして、債務負担行為の追加は、第2表のとおりでございます。

第3条は地方債の補正でございまして、地方債の変更は第3表のとおりでございます。

それでは、歳出の事項別明細書よりご説明をいたしますので、一般8ページをお開きください。

3 歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では160万を追加し、6億8,536万円にしようとするものでございます。事業目7、一般行政事務経費でございますが、13節委託料、弁護士委託料でございまして、静内温泉の借地の減額請求事件について、弁護士を通じて交渉を重ねてまいりましたが、このたび協議が整ったことから、弁護士への成功報酬分を追加計上するものでございます。

4目財産管理費では387万2,000円を追加し、1億3,625万8,000円にしようとするものでございます。事業目3、財産管理事務経費でございますが、ピュア造作物撤去費用を償還金でございまして、ピュア入居時に実施しなければならない造作物の撤去について、町にかわって、株式会社パシフィック観光が実施をしましたが、その費用については10年間にわたり賃借料と相殺することとしておりました。しかし、賃貸借契約が解除となることから相殺できない分を償還するための経費について追加計上するものでございます。

13目地方創生費では100万円を追加し、1,133万1,000円にしようとするものでございます。事業目2、地方創生事業でございますが、日本中央競馬会が取り組む、多様な馬の利活用の取り組みを支援し、発展させるための事業について、本町が行なっております馬力本願プロジェクトに対し、活動支援を行う旨の申し出があり、子どもたちへの馬文化伝承事業の定着を図るための経費について追加計上するものでございます。財源でございますが、全国乗馬クラブ振興協会助成金、雑入になりますが、これを同額を充当してございます。

一般9ページ、14目諸費でございますが2,394万9,000円を追加し、2,494万9,000円にしようとするものでございます。事業目1、税外過誤納等還付金でございますが、国庫負担金等返還

金でございまして、臨時福祉給付金等給付事業費国庫補助金、障害者福祉サービス給付費国庫負担金など、17 項目の返還金でございまして、平成 29 年度以前の事業費や給付などが確定したことに伴い、また、財産有償貸し付け、これは目的外になります、これに伴い、国、北海道の支出金につきまして精算し、返還するものでございます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、7 目老人支援費では 84 万 5,000 円を追加し、11 億 6,319 万 7,000 円にしようとするものでございます。事業目 6、日高中部広域連合負担金でございまして、こうせい町にかかる負担金でございまして、内容につきましては介護保険の利用者負担見直しに伴い、システムの改修が必要となることから、この経費について新ひだか町の負担分を予算計上したものでございます。

10 部ページにまいりまして、6 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費では、2,618 万 9,000 円を追加し、1 億 8,398 万 1,000 円にしようとするものでございます。事業目 7、花き野菜生産体制強化対策事業でございまして、地域ブランド産地競争力強化支援事業補助金でございまして、北海道が実施いたします大雪復旧支援対策事業で、栽培管理の高位軽巡化、行為平準化、ハウスの構造設備の強化を図り、糖度、品質の向上により、高品質ブランドを確立し、経営の安定化につなげるものでございます。財源でございまして、地域づくり総合交付金、道補助金になりますが、こちらを同額充当しております。また、事業目 9、アイヌ農林漁業対策事業でございまして、アイヌ農林漁業対策事業補助金でございまして、農業経営近代化施設の整備に係る補助金でございまして、家畜運搬車 1 台、ホイロローダー 1 台、ベールグラブ 1 台などの整備でございまして、本来であれば、当初予算、もしくは骨格予算編成で計上すべきものでございましたが、協議等に時間を要したことから今回の予算計上となりましたのでご理解をお願いしたいと思います。財源でございまして、アイヌ農林漁業対策事業補助金、道補助金でございまして、こちらを同額充当してございます。

11 款災害復旧費、1 項土木施設災害復旧費、1 目河川災害復旧費では 1,400 万円を追加し、6,358 万 2,000 円にしようとするものでございます。事業目 1、河川災害復旧事業でございまして、修繕料でございまして、ヌサウシ川ほか、全 17 河川、26 カ所の災害復旧に係る経費を追加計上しております。なお、財源でございまして、単独災害復旧事業債を同額充当しております。

11 ページ、2 目道路災害復旧費は 750 万円を追加し、4,940 万円にしようとするものでございます。事業目 1 道路災害復旧事業でございまして、修繕料でございまして豊西線ほか全 11 路線、21 カ所の災害復旧に係る経費について追加計上してございます。財源でございまして、こちらを単独災害復旧事業債を同額を充当しております。

2 項農林水産業施設災害復旧費、1 目林業施設災害復旧費では 150 万円を追加し、1,390 万円にしようとするものでございます。事業目 1、林道災害復旧事業でございまして、こちらを修繕料でございまして、福美線西のほか全 4 路線、5 カ所の災害復旧に係る経費を追加しております。なお、財源でございまして、単独災害復旧事業債を 90 万円充当してございます。

以上で歳出の説明を終わります。

一般 6 ページにお戻りください。

2 歳入でございまして。歳入の事項別明細書につきましては、一般 6 ページ、7 ページのとおりでございます。

歳入の説明につきましては、歳出の説明時に充当財源として説明してまいりましたので、詳細

な説明は省略をさせていただきますので、後ほどをごらんいただきたいと思います。

なお、歳出の充当財源として説明していない項目でございますが、一般6ページ下段の 20 款諸収入、5 項、1 目、6 節雑入でございますが、日高中部広域連合負担金返還金 442 万 8,000 円でございます、平成 29 年度に日高中部広域連合に支出しました、こうせい町としての負担金の生産による返還金でございます。

なお、収支調整につきましては、同じく一般6ページ上段、10 款、1 項、1 目、1 節地方交付税 2,643 万 8,000 円の追加で調整を行っております。

以上で歳入の説明を終わります。

一般3ページにお戻りください。

「第2表 債務負担行為補正(追加)」でございます。

事項は学校児童生徒の尿ピロリ菌検査業務のための債務負担行為。期間は、平成 30 年度から平成 33 年度。限度額は 150 万円でございます。現在、1 社による随意契約として執行しておりますが、前年度に発注可能とした場合、複数の業者による競争が可能となり、また、複数年にすることにより、価格が下がることも期待できることから、債務負担行為を設定するものでございます。なお、平成 30 年度は契約行為のみでございますので、今回の債務負担行為に係る執行はございません。

次に、「第3表 地方債補正(変更)」でございます。

土木施設単独災害復旧事業債、補正前限度額 4,740 万円を 6,892 万円に、農林水産業施設単独災害復旧債 850 万円を 940 万円にし、地方債の限度額 10 億 7,850 万円に 2,240 万円を追加し、11 億 0,090 万円にしようとするものでございます。

以上で一般会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第2号についてご説明をいたします。ピンク色の次のページをお開きください。

議案第2号は、平成 30 年度新ひだか町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)でございます。

平成 30 年度新ひだか町の国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 94 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29 億 4,987 万 1,000 円にしようとするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表のとおりでございます。

それでは歳出の事項別明細書よりご説明をいたします。

国保6ページをお開きください。

3 歳出でございます。7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金に 94 万 9,000 円を追加し、95 万 9,000 円にしようとするものでございます。事業目1、償還金でございますが、保険給付費等交付金と償還金でございます、平成 29 年度の医療費等の確定に伴います退職者医療療養給付費交付金の精算に伴います返還金を追加計上してございます。なお、このほかに療養給付費等負担金を 3,633 万 1,000 円返還する必要がございますが、支払い期限が年度末であること、国保の財政運営主体が北海道にかわり、道の特別調整交付金が現時点で見込めないこと、保険税の収入見込み、基金積立金の調整などが必要となってくることかな。今回は補正をせず、3 月の補正予算で整理することといたしておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上で歳出の説明を終わります。

国保5ページにお戻りください。

2 歳入でございます。今回の補正予算の財源につきましては、1款、1項国民健康保険税、2目退職被保険者等国民健康保険税の起債の滞納繰越分で収支調整をしてございます。歳入につきましては、今後決算見込み等により精査をさせていただきますのでご理解願います。

以上で国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第3号の説明にまいります。水色の次のページをお開きください。

議案第3号は、平成30年度新ひだか町下水道事業特別会計予算(第3号)でございます。平成30年度新ひだか町の下水道事業特別会計予算(第3号)は次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ293万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,922万8,000円にしようとするものでございます。

第2項は歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表のとおりでございます。

それでは歳出の事項別明細書によりご説明をいたします。

下水道6ページをお開きください。

3 歳出でございます。1款、1項下水道費、1目一般管理費に293万4,000円を追加し、5,579万1,000円にしようとするものでございます。事業目1、一般管理経費でございますが、国庫負担金と返還金でございます。昨年度実施しました下水道処理施設更新工事におきまして撤去しました機械類については売却したところでございますが、売却した場合、その売却額を補助基本額から控除する取り扱いとなっております。この取り扱いが適用され、今回、交付金が超過交付となることから、返還するものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

下水道5ページにお戻りください。

2 歳入でございます。今回の補正予算の財源につきましては、本来、繰越金で調整すべきところでございますが、平成29年度決算が収入不足となったことから、本会計の主となる収入でございます。2款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料、1節公共下水道使用料で収支調整を図っております。

歳入につきましてはこちらも今後決算見込み等により精査をさせていただきますのでご理解願います。

以上で下水道事業特別会計予算の説明を終わります。

これで議案第1号から議案第3号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより一括質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と言う人あり】

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

議案第1号から議案第3号に対して討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これから、議案第1号 平成30年度新ひだか町一般会計補正予算(第3号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 平成30年度新ひだか町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 平成30年度新ひだか町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

一 ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第4、議案第4号 新ひだか町乳幼児児童医療費の助成に関する条例及び新ひだか町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺福祉課長。

○福祉課長(渡辺浩之君) ただいま上程されました議案第4号についてご説明申し上げます。

議案第4号は、新ひだか町乳幼児等医療費の助成に関する条例及び新ひだか町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。別紙のとおり制定しようとするものでございます。

1枚おめくりください。1ページをごらんください。

新ひだか町乳幼児等医療費の助成に関する条例及び新ひだか町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例でございます。なお、議件名が長くなっておりますが、もともとなる法律の改正により、影響する条例が2本あるため、合わせて一部を改正し、条例制定するものです。

今回は平成30年8月1日より、健康保険法施行例等の一部を改正する政令が施行され、高齢者の医療の確保に関する法律施行例第15条第3項の規定が改正され、定められた一般外来の高額療養費の自己負担限度額が1万4,000円から1万8,000円に変更になること、現役並み所得者が外来の自己負担限度額区分がなくなり、入院と外来の医療費合算での基準が設けられたことから、条例2本を改正するものでございます。

それでは改正内容を説明いたしますので1枚おめくりいただき、2ページ、条例新旧対照表をごらん願います。

新ひだか町乳幼児等医療費の助成に関する条例の第2条は、養護の定義を規定しておりまして、表の右側、改正前の第2条第6号中(同項第2号に挙げる者については同項第1号の適用する)を表の左側、改正後の同条同号中(同条第1項第2号から第4号までに挙げるものについては同条第3項第1号を適用する)に改めるものでございます。

次に新ひだか町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の第2条は定義を規定しておりまして、同様に表の右側、改正前の第2条第7項中(同項第2号に挙げるものについては同項第1号を適用する)、表の右側が改正後の同条同項中(同条第1項第2号から第4号までに挙げるものについては同条第3項第1号を適用する)に改めるものでございます。

1ページにお戻りいただき、附則でございます。

この条例は公布の日から施行し、改正後の新ひだか町乳幼児等医療費の助成に関する条例及び新ひだか町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、平成30年8月1日から適用するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と言う人あり】

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

議案第4号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから議案第4号 新ひだか町乳幼児等医療費の助成に関する条例及び新ひだか町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第5、議案第5号 新ひだか町一般公園条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中建設課長。

○建設課長(田中伸幸君) ただいま上程されました議案第5号についてご説明いたします。

新ひだか町一般公園条例の一部を改正する条例制定についてでございます。新ひだか町一般公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

次の1ページをごらんください。

新ひだか町一般公園条例の一部を次のように改正する。別表第1、豊畑地域保育所公園の項を削る。

次の2ページお開きください。

参考資料 条例新旧理解教育対照表となっており、公園名の豊畑地域保育所公園を削除しております。

1 ページお戻りください。

附則でございます。1 この条例は公布の日から施行する。2 新ひだか町地域保育所条例の一部を次のとおり改正する。第2条第2号中、新ひだか町静内豊畑177番地を新ひだか町静内豊畑171番地の5に改める。地域保育所は豊畑生活館と旧豊畑地域保育所を統合した豊畑複合施設として隣接地へ建設し、移転が決定しておりますが、現在は豊畑生活館を一時的に使用しております。旧地域保育所については売り払いされることとなったことから、一般公園も用途を廃止するものでありまして、これに伴い、地域保育所所在地を一時的に使用している豊畑生活館の住所へ変更するものであります。

以上、議案第5号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と言う人あり】

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

議案第5号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから議案第5号 新ひだか町一般公園条例の一部を改正する条例制定についてを起立により採決いたします。

なお、本案は地方自治法第244条の2、第2項及び新ひだか町議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第3条の規定に基づく特別多数議決であり、出席議員の3分の2以上の同意を必要とし、議長も採決に加わります。

ただいまの出席議員数は15名でありますので、その3分の2は、10名であります。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【起立する者多数あり】

○議長(福嶋尚人君) ご着席ください。

起立15名であります。ただいまの起立は3分の2以上であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第6、議案第6号 町道の路線認定及び廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中建設課長。

○建設課長(田中伸幸君) ただいま上程されました議案第6号についてご説明いたします。

議案第6号は、町道の路線認定及び廃止についてとなります。道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、別紙のとおり町道の路線を認定及び廃止するものです。

次のページをお開きください。

1 ページの上記の表は路線の認定でありまして整理番号528番、路線名はこうせい3丁目8号線、起点は静内こうせい町3丁目2番1地先で、終点が静内こうせい町3丁目3番8地先となっております。この路線は現在認定されております区間を延伸し、起終点の変更を行うものであります。

また、下記の表は路線の廃止となりますが、路線の終点を変更するため、現在認定されております区間を廃止するものです。

次のページをごらんください。

2 ページは参考資料 1 となります。上記の表は路線の認定で整理番号 528 番、路線名、こうせい 3 丁目 8 号線。総延長は 62.4 メートル、幅員は 6.0 から 8.0 メートル。町用延長は 11.2 メートル、未供用は 51.2 メートル。橋梁はありません。

また、下記の表は路線の廃止となっております。

次のページお開きください。

3 ページ、参考資料 2 は位置図となります。位置図の中央上側にあります丸印を起点とし、矢印を終点として表示しております。街路の緑高砂通線を起点とし、こうせい 3 丁目 2 号線との交差点を終点とするものです。

次のページをごらんください。

4 ページ、参考資料 3 は路線の廃止位置図となります。この路線につきましては、長い間こうせい町自治会より町道の延伸の要望があり、建設課担当者が地権者と交渉を重ねておりましたが、このたび、地権者から快く寄附をいただくことができたため、町道と認定するものであります。

以上、議案第 6 号の説明とさせていただきます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

4 番、渡辺君。

○4 番(渡辺保夫君) ちょっと 1 点だけ。

これ、場所わかるんだけど、もともとの道路が 19.6 メートルあった。その記憶はあんまりないんだけど、ここを通ることはいいんだけど、幅員が古いのが 6 メートルで、新しいのが 6 メートルから 8 メートルってことは、段差っていうか、こういう道路になるの。そこのとこだけちょっと、どうも中野地区なんかにもそういうところがあるんだけど、非常に交通の、この場合どうなるかわからんけど、行き来するとき危ないところもあるんだよね。それでこれは敷地としてはもらうんだけど道路は 6 メートルのままいくのか、そのもらったところずっと 8 メートルの道路になるのか、そこら辺ちょっと教えてください。

○議長(福嶋尚人君) 水谷建設課参事。

○建設課参事(水谷 貢君) はい。もともとのある路線については、こうせい町 3 丁目 8 号線になるんですけど、こちらの幅員については 6 メートルになっております。今回認定する部分については、8 メートルで認定するところになってございますが、言われたとおり、幅員はそういったところで認定するところなので、来年度の予定としては 5 メーター 50 の幅で砂利をいれたいと思っております。

○議長(福嶋尚人君) ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と言う人あり】

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

議案第 6 号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。これから議案第 6 号 町道の路線認定及び廃止についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

ここで説明員の入れかえがありますので、そのままお待ちください。

◎議案第7号及び議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第7、議案第7号 平成29年度新ひだか町水道事業会計決算認定について及び議案第8号 平成29年度新ひだか町病院事業会計決算認定についての2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本案2件については、7名の委員で構成する企業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、本案2件については、7名の委員で構成する企業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました企業会計決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、4番、渡辺君、5番、北道君、8番、本間君、10番、谷君、12番、畑端君、14番、池田君、15番、木内君、以上7名を指名したいと思っております。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました7名の諸君を企業会計決算審査特別委員に選任することに決定いたしました。

お諮りいたします。企業会計決算審査特別委員会については、事件名を平成29年度新ひだか町企業会計決算に関する事項として付託をし、閉会中の継続審査を承認したいと思っております。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、企業会計決算審査特別委員会については、事件名を平成29年度新ひだか町の企業会計決算に関する事項として付託し、閉会中の継続審査を承認いたしました。

休憩中に特別委員会を開催し、正副委員長の互選を願います。暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 3時06分

○議長(福島尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告をいたします。休憩中に企業会計決算審査特別委員会において、委員長、副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

委員長に5番、北道君、副委員長に10番、谷君。以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎意見書案第 13 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第 8、意見書案第 13 号 児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書についてを議題といたします。

提案事業の説明を求めます。

13 番、建部君。

○13 番(建部和代君)

新ひだか町議会議長 福嶋尚人様

提出者 新ひだか町議会議員 建部和代

賛成者 同 上 池田一也

議案の提出について

次の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

記

1 件 名

(意見書案第 13 号)

児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書について

提案理由

今般、東京都目黒区で両親から虐待を受け女兒が死亡するという痛ましい事件が発生しています。虐待事実は、近年急増しており、政府は児童虐待防止対策を強化してきているが、今回の事案は、児童相談所が関与していたにもかかわらず、虐待から救うことができなかった。虐待から子どもの命を守るために、児童相談所のみならず関係機関や民間団体等が協働し、虐待の防止に取り組むことを強く求め意見書提出いたします。

提出先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣 各 通
文部科学大臣
総務大臣
国家公安委員長

なお、本文の朗読は省略させていただきます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

ご審議よろしくお願いたします。

○議長(福嶋尚人君) お諮りいたします。本案は、質疑討論を省略し原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第 13 号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第 14 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第 9、意見書案第 14 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

14 番、池田君。

○14 番(池田一也君)

新ひだか町議会議長 福嶋尚人様

提出者 新ひだか町議会議員 池田一也

賛成者 同 上 阿部公一

同 上 志田力

同 上 畑端憲行

同 上 木内達夫

議案の提出について

次の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

記

1 件名

(意見書案第 14 号)

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について

提案理由

人工林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や平成 31 年度に創設される森林環境譲与税(仮称)を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を求める意見書を提出するものです。

提出先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣 各 通
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣
復興大臣

なお、本文の朗読は省略をさせていただきます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長(福島尚人君) お諮りいたします。本案は、質疑討論を省略し原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第 14 号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第 15 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第 10、意見書案第 15 号 平成 30 年北海道胆振東部地震に関する意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

14 番、池田君。

○14 番(池田一也君)

新ひだか町議会議長 福 嶋 尚 人 様

提出者 新ひだか町議会議員 池 田 一 也

賛成者 同 上 阿 部 公 一

同 上 志 田 力

同 上 畑 端 憲 行

同 上 木 内 達 夫

議案の提出について

次の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

記

1 件 名

(意見書案第 15 号)

平成 30 年北海道胆振東部地震に関する意見書について

提案理由

去る 9 月 6 日に発生した北海道胆振東部地震は、道内観測史上最大の震度 7 を記録し、その地震により、多くの尊い命が奪われ、今なお多くの方々が不安や心労を抱えながら避難所生活を余儀なくされている。

新ひだか町を含む、道内の被災市町村では震災からの復旧に向けて最大限の各種対策を行っているところであるが、災害が激甚かつ大規模であることから、国においては、被災地の復興のため総合的な対策を速やかに講じられるよう強く求める意見書を提出するものです。

提出先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣

各 通

農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
内閣官房長官
内閣府特命大臣（防災担当）

なお、本文の朗読は省略をさせていただきます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長(福島尚人君) お諮りいたします。本案は、質疑討論を省略し原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第 15 号は原案のとおり可決されました。

◎議員の派遣について

○議長(福島尚人君) 日程第 11、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、新ひだか町議会会議規則第 129 条第 1 項の規定により、お手元に配付のとおり承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査(調査)及び継続事務調査について

○議長(福島尚人君) 日程第 12、委員会の閉会中の継続審査及び継続事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び特別委員長から委員会で審査及び調査中の事件については、会議規則第 75 条の規定によってお手元に配付の申出のとおり、閉会中の継続審査及び継続事務調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続事務調査とすることにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続事務調査とすることに決定いたしました。

◎行政報告に対する質疑

○議長(福島尚人君) これから行政報告に対する質疑を行います。

報告事項のみについて質疑お願いいたします。

【「なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

◎閉会の議決

○議長(福島尚人君) お諮りいたします。これで本定例会の会議に付された事件は、すべて終了いたしました。

よって、新ひだか町議会会議規則第7条の規定によって、本日で閉会いたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(福島尚人君) これで本日の会議を閉じます。

以上で、平成30年第5回新ひだか町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦勞様でした。

(午後 3時18分)

未定稿